

鳥取県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鳥取市	農地賃借料助成事業	以下の条件を全て満たす者 ・市内に居住し就農する者 ・青年等就農計画の認定を受けた者	概要：3年以上利用権設定した農地の賃借料を就農から5年間補助	—	—	農林水産部農政企画課 0857-30-8305 http://www.city.tottori.lg.jp/ww/w/contents/1412136805367/index.html	7
	とっとり農業体験事業	以下の要件を全て満たす者で、とっとり農業体験事業体験者認定審査会において農業体験者の候補者として認定された者 (1)満18歳から概ね60歳までの者 (2)鳥取市新規就農者技術習得支援施設で、一定の期間の研修を受けた者 (3)農業体験を行う品目と同種の品目を親が鳥取県内において経営していない者 (4)鳥取市内において就農定住を目指す者	農業体験者の滞在に要する経費助成月額100千円 農業体験者の受入に要する経費助成月額50千円	随時	2名程度	農林水産部農政企画課 0857-30-8305 http://www.city.tottori.lg.jp/ww/w/contents/1596098976641/index.html	2
岩美町	農地賃借料助成事業	青年等就農計画の認定を受けた者 ただし、就農開始から5年を経過していないこと。	事業主体が賃借権を設定して借り入れた農地(水田、畑地、果樹園等)の賃借料に当該農地面積を乗じた額。 ただし、農地の賃借料は、田については岩美町農業委員会が公表する農地賃借料情報による賃借料水準を、その他の地目については田の3/10を上限とする。 【補助率】10/10	—	—		7
	住宅家賃助成事業	青年等就農計画の認定を受けた者 ただし、就農開始から5年を経過していないこと。	事業主体が借受けた民間住宅の家賃月額に借受月数を乗じて得た額。 ただし、家賃月額は54,000円/月を上限とする。 【補助率】1/2	—	—	産業建設課農林係 0857-73-1562 http://www.iwami.gr.jp/	8
	農業大学校学費等補助事業	(1)本町での就農を希望し、農業を生業にしようという強い意欲があること。 (2)入学時の年齢が40歳までの者。 (3)卒業後、本町において居住し補助金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間就農すること。 ※一般財団法人岩美町振興公社で研修を受ける場合は、研修終了後とする。	入校料、年間授業料、年間寮費 補助率：10/10(ただし、年間寮費については、上限を4万円とする。	12月15日まで	—		9
若桜町	若桜町農業後継者養成研修学生補助金	本町に住所を有する子弟	鳥取県農業大学校研修補助金 ：1,500円/月	随時	定数なし		3
	若桜町農業後継者花嫁対策事業報償金	・本町に在住する農業後継者(20年以上耕作し概ね35歳以下)が町外に在住する者と婚姻し、引き続き町内に在住する者 ・農業に年間150日以上農業に従事すること	10,000円	随時	定数なし	農山村整備課 0858-82-2236 http://www.town.wakasa.tottori.jp	9
智頭町	智頭町自然栽培普及促進事業補助金	次の要件を全て満たし、新たに智頭町において自然栽培に取り組む者及びその町長が認める者とする。 (1)智頭町在住者で、新たに自然栽培による農業に取り組む60歳未満の者 (2)当該年度の4月1日から翌年3月31日までの期間で自然栽培による農業従事時間が600時間以上、又は月平均50時間以上であること (3)穀類の場合10a以上、蔬菜類の場合5a以上の作付けを行うこと (4)就農開始から3年後の農業収入が概ね80万円を目標とする就農計画を立てて実践すること (5)他の補助事業による支援を受けていないこと	1年目：50,000円/月 2年目：35,000円/月 3年目：20,000円/月	随時	定数なし	山村再生課 0858-75-3117 http://www1.town.chizu.tottori.jp	3
	次世代につなげる農業経営基盤整備事業補助金	集落で合意形成された人・農地プランの中心経営体に位置づけられており、概ね5年以内に就農する見込みの後継者が確保できている個人農業者(認定農業者、認定新規就農者を除く。)	農業用機械または農業用施設の導入、更新、機能維持	—	—		9
八頭町	八頭町農地賃借料助成事業費補助金	事業対象者は、農業に専従し、将来農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)を旨とする認定就農者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1)新たに農業を開始しようとする新規参入者であること、又は他産業に従事していた者で、親等の経営基盤を継承するために、その職場を退職し、新たに農業を開始する者であること。 (2)親等の経営基盤を継承する場合にあっては、親等の農業所得が過去3年間の平均で年間1,000千円未満であること。 (3)農業生産基盤が不十分であること。	新規参入者等が賃借権を設定し、農地(水田、畑地、果樹園等)を借り入れた場合の農地の賃借料を就農時から一定期間助成する事業とする。 なお、賃借権の設定期間は3年以上とする。ただし、農地保有合理化法人との賃貸契約の場合、賃貸期間の限定を設けない。 (1)助成期間は、原則として就農時から5年以内とする。 (2)助成の対象とする農地賃借料は、10a当たり10,000円を限度とする。	—	—	産業観光課 0858-76-0208 http://www.town.yazu.tottori.jp	7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鳥取県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
倉吉市	担い手規模拡大促進事業	認定農業者・準認定農業者	認定農業者・準認定農業者が農業振興地域内にある農地について、3年以上の賃貸借権設定を行った場合、対象農地面積10a当たり新規の場合8,000円、更新の場合4,000円を交付する。 【対象面積】 24,480a(2,448,000㎡) 【補助金額】 10a当たり 新規 8千円 更新 4千円	随時	—	農林課 (0858)22-8157 https://www.city.kurayoshi.lg.jp	4
	定年帰農者等支援事業	定年帰農者 (退職等を迎えた人で、本格的に農業を始める人)	本格的に農業を始める意志のある定年帰農者等を新たな担い手としてとらえ、農業技術習得や就農初期にかかる経費の負担軽減を図る。 【補助金額】 1人当たり 上限 30万円	随時	—		3
三朝町	水田担い手農家育成事業	町内農家から管理が困難となった水田を借り受けて営農する三朝町水田農業担い手協議会の会員 ※②については、以下の要件を満たすこと。美質化された「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられており、かつ1ha以上の経営面積(自作地のみを除く)を有すること	①担い手受託奨励金…町内で水田農業に取り組む担い手を育成し、様々な事情により水田農業の継続が困難となった農家の水田の受け皿として機能させることにより、優良農地の遊休化や荒廃を防ぐことを目的とする。当該会員の自己所有田を除くもので水稲等の作物(永年性作物を除く。)の生産が行われた圃場を交付対象とする。 【補助金額】 10a当たり 3千円(面積に応じた加算金あり)	—	—	農林課 (0858)43-3515	4
			②担い手機械導入事業補助金…地域の遊休農地を借り入れる体制を整えることを目的に、担い手農家の機械導入に係る経費を補助する。 【補助金額】 個人500千円、集落営農1,500千円	~6/25			
湯梨浜町	湯梨浜町農業後継者養成奨学資金	(1)鳥取県立倉吉農業高等学校等に在学しているもので、自立経営の農業後継者となり、農業の発展とその経営の近代化に尽くす意思が強固であること。 (2)自立経営の農業を推進するために必要な営農基盤を有するもの又はその見込みのあるものの子弟であること。 (3)学業成績が良好で、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。 上記の要件を備えている者のうちから選考委員会の審査を経て、町長が決定。	【奨学資金の額】 鳥取県立倉吉農業高等学校 月額9,000円 鳥取県立農業大学校養成課程 月額3,000円 【給付の期間】 鳥取県立倉吉農業高等学校等に入学した日又は給付の決定を行った日の属する月から、鳥取県立倉吉農業高等学校等の正規の修業年限の終期までとする。ただし、鳥取県立農業大学校養成課程については、第1次終了まで。 【奨学金の給付】 毎年6月、9月、12月及び3月に、3月分ずつ本人に給付。	随時	定員なし	産業振興課 0858-35-5384	2
	湯梨浜町中核的担い手農家育成奨励金	①認定農業者 ②認定新規就農者	(1)集積奨励金 農地を3年以上賃貸した場合、1年につき2,000円/10a(町外者は1,000円/10a)を奨励金として交付。 (2)遊休農地加算 賃貸した農地が遊休農地であった場合、遊休農地加算として25,000円/10aを一回限り交付。ただし、耕作放棄地再生利用緊急対策等の補助金を受けている場合には対象外。	随時	—		7
	湯梨浜町担い手ステップアップ支援事業	①認定農業者 ②認定新規就農者 青年等就農計画の認定を受けた者 ③準認定農業者 5年後の経営目標を認定農業者の7割の水準に設定している人で、町が独自に認定 ④準認定新規就農者 5年後の経営目標を認定新規就農者の7割の水準に設定している50歳以上65歳未満の人で、町が独自に認定 ⑤集落営農組織	(1)就農奨励金 就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に対し支援。 【補助額】定額30万円 【対象者】④ (2)新規就農者住宅家賃補助 町外から転入する対象者が賃貸住宅に住む場合、その家賃の一部を最大2年間助成。 【補助額】月額2万円 【対象者】②、④ (3)中古農業機械の導入補助 中古機械の導入に要する費用の一部を助成。 【補助率】1/3以内(上限額あり) 【対象者】①、②、③、④、⑤ (4)農業機械修理補助 農業機械の修理に要する経費の一部を助成。 【補助率】1/3以内(上限額あり) 【対象者】①、②、③、④、⑤	随時	—		4、8

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

鳥取県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
琴浦町	農業研修生宿泊施設	本町が実施する農業研修制度研修生又は県等が実施する農業研修制度研修生(但し、研修終了後に本町内に就農する者に限る)	研修期間中に利用可能な宿泊施設を用意(単身用:4戸、世帯用:1戸) 【利用料】 本町研修生:無料(但し、光熱水費実費) その他研修生:単身用 月額14,000円、世帯用 月額28,000円	随時	施設の範囲内	農林水産課 0858-55-7802 http://www.town.kotoura.tottori.jp/	9
	農業研修制度	以下の条件を全て満たす者 ①概ね40歳以下で就農意欲が高い者 ②三大都市圏を始めとする都市地域等から、研修開始時に町内に住所を移し、居住できる者 ③普通自動車免許を有している者 ④就農に必要な資金を準備できる者 ⑤本町での研修及び就農について家族の理解が得られている者 ⑥生産部や地域の活動等に積極的に取り組む意欲のある者 ⑦農業機械の使い方など農業に関する基礎的な知識、技術を有している者(ただし、研修開始までに県等が実施する基礎研修等を受講されていれば可) ⑧町内での農業体験を2回以上実施した者 ⑨地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者	・地域おこし協力隊として、町から委嘱を受けた者に対し、月額185,560円(社会保険料等控除有)を支給 ・町内ニート農家のもとで、独立就農に向けた、原則2年間の農業技術等習得支援を実施 ・研修期間中の宿泊施設を用意(利用料無料。但し光熱水費実費)	随時	3名		2.3
	就農コーディネーター制度	新規就農者、農業研修生及び新規就農希望者	就農コーディネーターを設置し、就農相談、情報提供、農地・住居等の確保支援を実施	-	-		1.7,8
北栄町	北栄町新規就農者移住支援給付金	①平成24年4月1日以降に町外から移住の新規就農者で、借家住まいの者 ②本町に住所を置き、12ヶ月以上農業研修又は就農を行った者 ③自己が参画する家族経営の発展、又は独自の農業経営の確立を目指して、3年以上農業に専念する意思が強い者	【給付額】 給付対象経費は家賃相当額(家賃一住宅手当額)とし、上限は月額30千円とする 【給付期間】 平成25年4月以降で、要件を満たした日の属する月の翌月から申請年度の3月末までとする。ただし、その期間が12ヶ月に満たない場合は、その残りの期間について翌年度に申請することが出来るものとする	随時	定めていない。 申請者が あり次第、 補正 対応。	産業振興課 0858-37-3152	8
米子市	米子市担い手規模拡大促進事業	米子市が認定する、認定農業者及び認定新規就農者 農地中間管理事業及び利用権設定等促進事業により、新たに3年以上の農地を借り入れたる認定農業者及び認定新規就農者。 ・年齢制限なし	補助金額 10a当たり8,000円 支給期間:補助事業を新たに開始した日の属する年の4月1日を初日とする年度に限る。	適宜対応	適宜対応	農林課 (0859)23-5231	4
境港市	就農住宅整備事業	IJUターンによる認定新規就農者の家賃を就農後5年間助成。 ※就農1年前から就農日までの期間に鳥取県西部地区以外から境港市に移住した者であること。	・空き家等の修繕、改造に要する経費:(上限)100万円/戸 ・賃貸住宅の家賃に要する経費:2万円/月(最長5年間)	随時	適宜対応	農政課 0859-47-1049	8
	農地賃借料助成事業	認定新規就農者が賃借権を設定し、農地を借り入れた場合の農地賃借料に対して就農後5年間助成。	境港市農業公社が定める単価を限度とする。 田 8,800円/10a、畑 10,000円/10a ただし、中海干拓地の畑は、13,650円/10a 上限 20万円/年/人	随時	適宜対応		7
日吉津村	担い手規模拡大促進事業	認定農業者及び準認定農業者が新たに3年以上の賃貸借による利用権設定をする場合 利用権設定の始期は1月1日から12月31日までとする	8,000円/10a (初年度のみ)	該当者に 交付	-	建設産業課 0859-27-5953	4
南部町	汗かく農業者支援事業	町内に住所を有する農業者または農産物を生産する小規模団体で、町内農地で生産・育成した農産物の販売を行う者	【栽培推進事業】 事業費1/2 上限150,000円 5a以上の田または畑で果樹、薬木、薬草及び花木の苗木を栽培・育成する事業 【施設整備事業】 事業費1/3 上限500,000円 ハウス栽培、水耕栽培、ポット栽培、プランター栽培又は果樹露地栽培を行うために必要な施設を整備する事業 【機械整備事業】 事業費1/3 上限200,000円 新規作物の栽培または規模拡大もしくは収益性向上のための栽培管理または出荷調整に使用する機械または器具を整備する事業 【養魚田整備事業】 事業費1/2 上限250,000円 養殖に必要な養魚池を整備する事業	随時	予算上限 まで	産業課 0859-64-3783	4
	ふるさとの特産継承支援事業	町内で町の特産品の生産を継承する45歳以下の農業研修生およびその指導者(類似の補助事業に該当しない者)	【継承人支援】 事業費の1/2 上限300,000円 特産品を生産するための機械・資材購入費 【伝承人支援】 上限 30,000円/月 特産品を栽培・出荷している農業者が農業研修生を受け入れ、指導する場合 【研修生家賃補助】 上限 20,000円/月 町内で特産品の研修を受ける農業研修生で、町内に賃貸で住宅を借りる者の家賃補助	随時	予算上限 まで		4・6・8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

鳥取県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
伯耆町	伯耆町担い手農業者機械導入支援事業	伯耆町人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体(認定農業者、認定新規就農者等)	【補助対象事業】 経営体がある農業用機械の更新する事業とし、耐用年数が経過した農業用機械に限る。ただし、国、県又は町の他の補助金の交付対象となる事業は除くものとする。 【補助対象経費】 補助対象経費の合計額の上限は900万円とし、補助対象経費の合計額が30万円未満の場合は、本事業の対象としない。 【補助率】 15/100	随時	予算上限まで	産業課 0859-68-3315 http://www.houki-town.jp/new1/10/18/	4
	伯耆町担い手規模拡大促進事業交付金事業	認定農業者が3年以上の賃貸借により農地の利用権設定をおこなった場合、助成金を交付する。	新規分、更新分も対象 8,000円/10a	該当者に交付	予算上限まで		4
	伯耆町水田受託促進事業	受託水田の通算面積の和が1ha以上かつ3年以上の利用権設定をした者(認定農業者を除く)	新規分、更新分も対象 4,000円/10a	該当者に交付	予算上限まで		4
日南町	日南町農地賃借料助成事業	(1)認定就農者 (2)認定新規参入者 (3)農業生産基盤が不十分な者(原則として親等の経営基盤を継承することなく、新たに営農を開始する者。ただし、親等の経営基盤を継承して経営主となり、新たに営農を開始する場合は、親等の農業所得が1,000千円未満(過去3年間の平均値)であること。)であること。 (4)農業に従事し、将来認定農業者を目指す者であること。	○新規参入者等が賃借権を設定し、農地(水田、畑地、果樹園等)を借り入れた場合の農地の賃借料助成する。 ○助成金額は農地賃借料の全額とする。(農地賃借料は各地区の水準を逸脱しない範囲とする) ○助成期間は就農時から最長10年間 ○賃借権の設定期間は3年以上とする。ただし、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人との賃貸契約の場合は設定期間の規定を設けない。	随時	—	農林課 0859-82-1114 http://www.town.nichinan.lg.jp/	7
	日南町就農条件整備事業	(1)認定就農者 (2)認定就農者と同等の所得目標を達成可能な営農計画を有すると認められる就農後5年以内の者	○新規就農者の就農時に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成 ○補助率2/3(県:1/3、町1/3) 鳥取県就農条件整備事業の補助率(県:1/3、町1/6)の町負担率1/6を1/3に上乘せしめて補助する。 ○対象経費 鳥取県就農条件整備事業に定める経費(10万円以上の農業用機械・設備)とする。 ○助成期間は最大5年間	随時	—		4
	日南町担い手規模拡大促進事業補助金	町内に在住する認定農業者、認定新規就農者及び機構への借受希望者、担い手リストに明記された担い手及び特定農業団体	3年以上の賃貸借権設定を行った場合、対象農地面積10a当たり10,000円を交付する。	随時	—		農業委員会 0859-82-1902 http://www.town.nichinan.lg.jp/
日野町	新規就農者定住円滑化事業	・就農計画(営農計画)の認定を受けた者 ・就農した日から3年以上町内に居住し、営農を継続することが見込まれる者	概要:日野町に新たに就農し定住する目的で住宅を取得したものに、その住宅の修繕費を補助 補助率:対象経費(上限500千円)の1/2	随時	—	産業振興課 0859-72-2101	8
江府町	江府町経営体支援補助金	70a以上の利用権設定を行う農業者	利用権設定面積10アールあたり3,000円を交付する。	随時	—	産業建設課 0859-75-6610 http://www.town-kofu.jp/	7
	江府町野菜等振興補助金	JA野菜部会及び町内野菜生産・販売組織	苗代の1/3種代の1/2を助成する。	随時	—		4
	江府町チャレンジ支援事業補助金	江府町内に事業拠点を置く事業者又は営む予定の事業者 江府町内に住所を有する団体又は個人	町内で起業、特産品開発、異業種参入等する者に対し、補助金を支出する。 (補助率1/2,上限30万、下限5万円)	随時	—		9

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9.その他

島根県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
松江市	松江市担い手支援事業費補助金 自営就農開始支援事業	認定新規就農者等	農業経営を開始する場合に必要な以下の施設等の整備に要する経費 (1)施設、機械の購入又は設置に要する経費 (2)畜舎の導入に要する経費 (3)果樹等の植栽に要する経費 (4)排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費 ○下限事業費および上限補助対象事業費 1事業実施主体あたり300千円以上30,000千円以内 ○補助率 1/2以内(県1/3以内、市1/6以内)	随時	予算の範囲内	産業経済部農政課 0852-55-5224 http://www.city.matsue.shimane.jp/	4
	松江市新規就農者・就漁者誘致対策事業補助金	次の全てに該当する者 (1)松江市において就農又は就漁する者 (2)同様の趣旨の他の補助金の交付を受けていないこと。	新規就農者・就漁者が居住するために賃借する住居の家賃 ※月額1万円を上限とする。ただし、交付の対象となる期間は、補助金交付決定のあった月から1年間とする。	随時	予算の範囲内		8
浜田市	浜田市ふるさと農業研修生育成事業	・普通自動車免許を有していること (AT限定不可) ・65歳未満であること ・浜田市に居住すること ・浜田市内で就農する意欲があること	市内で新たに農業に従事する希望者に対して、先進的な実践農業者のもとで、農業技術等の養成をおこなう研修制度 研修期間 1年 研修手当 15万円/月 住宅手当 家賃の半額(最大2万円) (※2年目以降は、就農の形態により、国・県事業を活用)	通年	予算の範囲内	農林振興課(浜田市農林業支援センター) 0855-22-3500 http://www.city.hamada.shimane.jp	2
出雲市	出雲市農業用施設等整備事業 新規就農者整備支援事業	認定新規就農者等	農業経営を開始する場合に必要な以下の施設等の整備に要する経費 (1)施設(農業用ビニールハウス(育苗ハウスを除く。)、牛舎及びびきのこハウスを除く。)、機械の購入又は設置に要する経費 (2)畜舎の導入に要する経費 (3)果樹等の植栽に要する経費 (4)排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費 【下限事業費及び上限補助対象事業費】 事業実施主体あたり300千円以上30,000千円以内 補助率 1/2以内(県1/3以内、市1/6以内)	随時	予算の範囲内		4
	出雲農業未来の架け橋事業(多様な農業者等支援事業)	対象者 ・新規就農者で、出荷を目的とする園芸作物生産、又は畜産経営に新たに取り組む者。 要件 ・5年間の栽培計画を策定すること。 ・市場等へ出荷する計画を有すること。 ・市やJAが実施する栽培技術や農業経営等に関する講習会等に参加する計画を有すること。 ・補助年度の翌年度から5年間は、出荷を目的とする園芸作物生産、又は畜産経営を継続すること。	施設整備及び機械購入費 【下限事業費及び上限補助対象事業費】 事業実施主体あたり100千円以上3,000千円以内 補助率 1/2以内	2月上旬 ～ 3月上旬	予算の範囲内	農業振興課 0853-21-6557 http://www.city.izumo.shimane.jp	4
	新出雲農業チャレンジ事業 新規就農支援事業	経営を開始している認定新規就農者で市内において経営基盤(圃場等)を持たない者	(圃場賃借料)年額10万円以内×最長3年間 (機械・施設賃借料)年額10万円以内×最長3年間	1月	予算の範囲内		4
益田市	益田市農林水産業就業支援助成金(U・ターン者支援)	市内にU・ターンし、農林水産業への就業を目的として産業体験または研修受講する者。	100,000円/月×12月以内 ※他事業と併用する場合、30,000円/月×12月以内	随時	当該年度 予算の範囲内	産業経済部農林水産課 農業担い手支援センター 0856-31-0312 http://www.city.masuda.lg.jp/	3
	益田市農林水産業就業支援助成金(U・ターン者受け入れ支援)	益田市農林水産業就業支援助成金対象者を受け入れる産業従事者	50,000円/月×12月以内 ※他事業と併用する場合、20,000円/月×12月以内	随時	当該年度 予算の範囲内		6
大田市	新規就農者整備支援事業 (自営就農開始支援事業)	認定新規就農者等	農業経営を開始する場合に必要な以下の施設等の整備に要する経費 (1)施設、機械の購入又は設置に要する経費 (2)畜舎の導入に要する経費 (3)果樹等の植栽に要する経費 (4)排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費 ○下限事業費および上限補助対象事業費 1事業実施主体あたり300千円以上10,000千円以内 ○補助率 1/2以内(県1/3以内、市1/6以内)	随時	予算の範囲内	産業振興部 農林水産課 0854-83-8091 http://www.city.ohda.lg.jp/ohda-city_organization/23/358/3782	4
	半農半X支援事業 (定住定着助成事業)	市内に定住し、営農を開始する半農半X実践者(※) ※一定の要件(Uターン者であること等)を満たし、市の認定を受けた者	定住を開始し、就農を始めた実践者に定住初期の営農と生活を安定させるための支援 ○補助額:120千円/月、12か月以内(県1/2、市1/2)	随時	予算の範囲内		4
	新規就農者整備支援事業 (半農半X開始支援事業)	市内に定住し、営農を開始する半農半X実践者(※) ※一定の要件(Uターン者であること等)を満たし、市の認定を受けた者	実践者が行う就農に必要な施設、機械整備に対し、営農の早期安定及び初期投資の軽減を図るための支援 ○補助率等 1/2以内(県1/3以内、市1/6以内) 1事業実施主体あたり200千円以上10,000千円以内	随時	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

島根県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
安来市	安来市新規就農研修	・研修期間中、市内に在住し、研修終了後、市内において新たに農業を行う者 ・研修期間中、他に就業しない者 ・心身ともに健康で、研修開始日において年齢が64歳未満の者	○研修期間 12月以内 ○研修場所 指導農業者など ○研修の内容 農業技術の現地研修、経営管理研修(簿記研修、パソコン技能研修及び農業用機械の操作研修) ○新規就農研修滞在施設の提供2万円/月	随時	-		3
	安来市ハウス等整備事業	農業用ハウス整備 ・認定新規就農者、認定農業者、前年度1月から当年度3月末までに法人化予定又は法人化した集落営農組織、広域連携法人及び法人化計画を持つ広域連携組織 ・交付決定後1年以内に美味しまね認証又は国際水準GAPを取得すること。 農業用ハウスリース整備 ・農業協同組合、農業公社及び定款に賃貸事業を規定している民間事業者 ・交付決定後1年以内に美味しまね認証又は国際水準GAPを取得すること。	農業用ハウス整備 ○担い手等が整備する農業用ハウスの整備に要した費用の一部助成 ○国、県、JAにより事業費の6割程度の助成を行う。 農業用ハウスリース整備 ○島根県農業協同組合やすぎ地区本部等がリース方式によるパイプハウスの整備を行う。 ○国、県、JAにより事業費の6割程度の助成を行う。	随時	当該年度予算の範囲内	農林振興課 0854-23-3333 https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/noringo/shuno.html	4
	安来市就農者定住推進賃貸住宅整備	・Uターンにより安来市の新規就農研修、もしくはJAしまねやすぎ地区本部担い手支援センターの就農研修を受ける方又は認定新規就農者 ・住宅に25年以上居住することなどの市が定めた条件を満たす者	○Uターンで新規就農する世帯を対象に定住住宅を整備 ○就農研修期間から建設可能 ○事業費上限内で基本設計からフルオーダーした住宅を整備可能 ○事業費上限/2640万円	随時	当該年度予算の範囲内		8
江津市	地域の担い手受入促進助成金	県外からのUターンを希望する者で、(公財)ふるさと島根定住財団が実施する以下の事業の該当者 ・Uターンしまね産業体験事業 ・地域づくり情報人支援事業	3万円/月×24ヶ月以内 ※左記事業の期間とする。	随時	当該年度の予算の範囲内		3
	Uターンのための空き家改修費補助制度	江津市に転入して1年以内のUターン者が入居する空き家の改修にかかる費用 ※「空き家バンク」掲載物件を江津市内の業者が施工する場合のみ対象	改修等費用の1/2以内、上限50万円	随時	当該年度の予算の範囲内	地域振興課 0855-52-7926 http://www.city.gotsu.lg.jp/	8
	若年世代のUターン起業支援補助金	「江津市ビジネスプランコンテスト」の一次審査通過者、もしくは江津市に転入して1年以内のUターン者(40歳未満)が市内を活動拠点にして起業する際にかかる費用	補助対象経費の1/2以内、上限100万円	随時	当該年度の予算の範囲内		4
	半農半X支援事業	市内に定住・定着し、営農を開始する半農半X実践者(※) ※一定の要件(Uターン者であること等)を満たし、市の認定を受けた者	①定住定着助成事業 定住および営農を開始した実践者に対する、定住初期の生活を安定させるための支援 【補助額】12万円/月、12ヶ月以内(県1/2、市1/2) ②半農経営施設等整備支援事業 実践者が行う就農に必要な施設や機械整備に対し、営農の早期安定及び初期投資の軽減を図るための支援 【補助額】上限150万円(県1/3、市1/6)	随時	当該年度の予算の範囲内	農林水産課 0855-52-7956 http://www.city.gotsu.lg.jp/	4
	自営就農開始支援事業	認定新規就農者、認定農業者等が農業経営を開始する際に必要な施設、機械、畜舎、果樹の植栽、生産基盤整備等にかかる経費	【補助額】上限1,500万円(県1/3、市1/6)	随時	当該年度の予算の範囲内		4
雲南市	雲南市農業担い手育成支援事業(雲南市就農サポート事業助成金)	○新規就農希望者 ・市内に住所を有する者 ・市内で就農する意欲のある者 ・満18歳から50歳までの者 ・普通運転免許を有する者 ・研修中及び就農後、地域の行事等に積極的に参加できる者	《研修期間》 雇用就農または自営就農を目指す方 いずれも最大2年間 《助成金》 8~12万円/月	随時相談の上進める。	予算の範囲内	農林振興部 農政課 0854-40-1051 http://www.city.unnan.shimane.jp/	1,2,3,4,6,7
	雲南市農業担い手フォローアップ事業	○認定新規就農者等であって、経営規模を維持・拡大し、引き続き5年以上農業経営を行うことが見込まれるもの。	認定新規就農者等が経営改善等に必要の機械・施設等の整備に要する費用の一部を助成。 (補助率) ・1/2以内(1,000円未満切り捨て) ・補助金上限35万円	令和2~4年度	予算の範囲内		4
	定住対策促進事業(雲南市空き家改修事業補助金)	○空き家バンク登録物件を購入した者 ・子育て世帯であり、市内に住所を有している者 ・今後5年以上定住する見込みのある者 ・島根県「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の交付決定を受けている者	○雲南市空き家バンクにより情報を提供 ○空き家改修費用の一部助成 【補助率】対象経費の3分の1以内 【補助上限額】60万円 【対象経費】空き家の改修に要する経費(消費税を除く)から県の補助額を控除した額	随時相談の上進める。	予算の範囲内	政策企画部 うなん暮らし推進課 0854-40-1014 http://hokori-unnan.jp/	8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

島根県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
奥出雲町	奥出雲町若い農業者育成奨学金貸与	奥出雲町出身者等で、将来奥出雲町に定住し、農業経営に携わることを目指す就学者(大学及び高等学校、これらに準ずる専修学校等における農林業関係学科に就学するもの)。	奨学金の貸与。 卒業後、5年以上農業に専業して就農したときは奨学金の償還免除。	毎年11月20日から4月30日まで	予算の範囲内	農業振興課 0854-54-2513 https://www.town.okuizumo.shi.mane.jp/	3
	奥出雲町新規就農者育成事業	現に奥出雲町に住所を有する者又はUターン、新規入植者で奥出雲町に定住し農業経営を志望するもの。	研修資金の助成。(原則として2箇年以内。特に必要と認めた場合3箇年以内) 研修終了後、町内に在住し、研修農場に就農した場合、5か年は償還を猶予。 5年以上町内に居住して農業に専従したときは、償還免除。	毎年10月1日から2月1日まで	予算の範囲内		3
	新規就農入口支援(就農相談)	奥出雲町で農業をしてみたい県外在住者を対象に就農相談を受け、町内の生産者家での農業体験や畜産飼育体験などを通じて、奥出雲町で農業を志す新規就農者を受け入れ、各種制度を活用した就農支援を行う。	奥出雲町で農業をしてみたい県外在住者を対象に、Uターンしなむ産業体験事業(ふるさと島根定住財団)による受入れ、また、農業次世代人材投資事業(準備型)を活用した就農支援を行う。町内での農業体験にあたり、希望による先進農家等を斡旋する。	随時(冬期間を除く)	特になし		
飯南町	飯南町農業後継者育成支援事業	・認定農業者(年齢要件49歳まで) ・認定就農者 ・親等から農地を承継し、農業後継者となる者(年齢要件60歳まで) ・半農半X実践者(年齢要件65歳まで)	・施設、機械の購入若しくは設置に要する経費 ・排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費 ※農業用機械の購入については補助率:1/2以内。その他施設整備等に係る補助率:2/3以内。ただし、いずれも補助金上限設定あり。	随時	予算の範囲内	産業振興課 0854-76-2214 http://www.iinan.jp/	4
	飯南町農業後継者育成支援事業利子補給事業	・認定農業者(年齢要件49歳まで) ・認定就農者 ・親等から農地を承継し、農業後継者となる者(年齢要件60歳まで) ・半農半X実践者(年齢要件55歳まで)	飯南町農業後継者育成支援事業を利用される方で金融機関への借入金が発生した場合、予算の範囲内で利子補給するもの。	随時	予算の範囲内		9
	飯南町農林業定住研修制度	1. 就農意欲が強く、研修修了後、飯南町で自営就農できる方 2. 飯南町が実施する2年間の農林業定住研修(島根県農業大学校短期農業経営者養成科)を受講できる方 3. 研修開始時に他で就業していない方 4. 研修期間中、飯南町に居住できる方(住所移転の必要あり) 5. 年齢はおおむね40歳までの方(男女、経験不問) 6. 心身ともに健康で、普通運転免許(オートマ限定不可)を持つ方	・1年目は町が月額15万円を毎月支給する(公益財団法人ふるさと島根定住財団の産業体験事業助成金(月額12万円)を町が受け取り、町が3万円を乗せて支給)。 ・2年目は農業次世代人材投資事業(月額150万円)を支給し、町が30万円を支給。 ・中学生以下の子どもの同居する場合は、月額3万円を乗せて支給。	随時	2名	地域振興課 0854-76-2214 http://iinan-teijujp/	2
	飯南町Uターン就農者定住定着支援事業	原則65歳未満で、県外からUターンした方で、農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」型の兼業農家を目指す方	・1年目 就農前に行う研修期間中に必要な経費等を助成。12万円/月。 ・2年目 定住開始後の営農に必要な経費等を助成。12万円/月。	随時	予算の範囲内		2
	定住フェアへのブース設置	移住を検討されている方で、飯南町への就農要望がある方	各種制度の紹介、島根県・飯南町の紹介、仕事の紹介、住宅の紹介 また、フェア以外でも随時相談に応じることができる窓口(定住支援センター)を設置。	随時	特になし	地域振興課 0854-76-2864 http://iinan-teijujp/	1
	飯南町体験プログラム	移住を検討している方	移住や就農を検討するにあたり、飯南町を訪れた際に、飯南町内での宿泊費や農業体験料、各種体験料を無料にする。飯南町までの交通費と町内での食費は利用者負担。	随時	特になし		1
	地域資源情報バンク	飯南町に居住しようとする方又は飯南町で農業を営もうとする方で地域資源情報バンク利用登録をされた方	地域資源情報バンクに登録された空き家、空き店舗、遊休農地の情報を利用登録をされた方に紹介。契約の支援も行う。 相談を定住支援センターの定住相談員が対応する。	随時	特になし		7.8
川本町	□ 住まいづくり応援事業(住宅購入助成金)	・住居を新築される方 ・中古住宅を購入される方	□町内に住宅を新築した場合 建築費の1/10と50万円を比較して低い額+土地等購入費の1/2と50万円を比較して低い額+既存建物解体費の1/2と50万円を比較して低い額+加算額(上限額50万円) 【加算額】 ①同居し扶養する中学生以下の子ども一人につき ②世帯主が45歳未満の世帯につき ③町内業者が施工の場合 ①~③それぞれ25万円を加算 □ 中古住宅を購入した場合 中古住宅購入費用の1/20と50万円を比較して低い額+購入後のリフォーム費用の1/2と250万円を比較して低い額+加算額(上限額50万円) 【加算額】 ①同居し扶養する中学生以下の子ども一人につき ②世帯主が45歳未満の世帯につき ①~③それぞれ25万円を加算	随時	-	まちづくり推進課 0855-72-0634 http://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/doc/news/2799	8
	□ 住まいづくり応援事業(空き家改修助成金)	空き家を改修し10年以上定住する見込みがある者に空き家を貸し出す所有者	空き家改修に要する経費を助成 ・空き家改修に要する経費の1/2 ・補助上限350万円 ※対象経費 ・改修に要する経費 ・空き家の耐震診断に係る費用	随時	-		8
	□川本町農業経営安定支援事業	新規・認定農業者・農事組合法人	農業経営に必要な機械の購入に対して補助補助率 1/2 上限2,000千円	随時	-	産業振興課 0855-72-0636	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

島根県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
美郷町	農畜産物等振興事業	町内で農林産物を生産、出荷する者	①有機質堆肥利用促進(肥料代助成) ②産地交付金上乗せ助成(作物別) ③ハーブ米新興対策(町内で出荷されるハーブ米に一袋当り200円の助成) ④遊休農地対策事業(追加)	随時	特になし		4
	農畜産物等振興事業(県単事業上乗せ)	認定新規就農者	・自営就農開始支援 農業経営を開始する場合に必要な以下の施設等の整備に要する経費 ①施設、機械の購入又は設備に要する経費 ②畜舎の導入に要する経費 ③果樹等の植栽に要する経費 ④排水改良、土壌改良その他作付け条件等の生産基盤の整備に要する経費 補助率 1/2以内(県1/3以内、町1/6以内)	随時	予算の範囲内	産業振興課 0855-75-1214 https://www.town.shimane-misato.lg.jp/	4
	農用地利用集積事業	農業経営の規模拡大等を目的に農地の利用権設定を受けて農業生産する者	農地利用権設定後の面積が1ヘクタール以上の者 設定期間が5年～10年未満:10,000円/10a、 10年以上:30,000円/10a	随時	特になし		7
邑南町	おーなんアグサポ隊 (地域おこし協力隊事業)	【対象】 おおむね20歳以上50歳未満の方 【応募条件】 ○3大都市圏をはじめとする都市地域等から邑南町に住民票を異動できる方 ○普通自動車運転免許を取得している方 ○パソコンによる書類作成が可能な方 地方公務員法第16条に該当しない方 ○地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこしに意欲のある方 ○隊員同士、協力して研修に取り組むことができる方 ○就農をめざし、田舎暮らしを楽しめる方	【研修内容】 (1年目)専用農場での栽培研修 ○栽培品目:ブドウ「神紅」・ミニトマト・ナス・ケイトウ・サニーレタス・白ネギ 他 ○経営研修、機械講習・免許取得随時 (2年目)農家・農業法人研修 ○地域の農家や農業法人へ出向いての実践研修 ○就農を目指す隊員と担い手を求める地域とのマッチング。地域行事等の交流も行います。 ○町内でブドウでの就農を目指す方には、島根県立農林大学校「農業科短期養成コース(果樹専攻)」でブドウ栽培を学んでいただきます。(学費・交通費は町負担) (3年目)就農準備 ○住宅、農地の確保をすすめ、就農準備を行います。 農地の確保ができれば、就農予定地で実践研修を行います。自営就農だけでなく、雇用就農や兼業も選択できます。	令和3年7月～令和3年12月	若干名		2, 7, 8
	地域おこし協力隊起業支援補助金	地域おこし協力隊の起業に要する経費の助成	起業に要する費用 (1) 設備費、備品費、土地・建物賃借費 (2) 法人登記に要する費用 (3) 知的財産登録に要する費用 (4) マーケティングに要する費用 (5) 技術指導受入れに要する費用 (6) その他町長が特に必要と認める費用	任期終了の日から1年以内	-	農林振興課 0855-95-1116 http://www.town.ohnan.lg.jp/	9
	邑南町農林総合事業 県事業上乗せ助成	認定新規就農者等 (経営開始後5年以内)	自営就農開始支援 ・農業経営を開始する場合に必要な施設等の整備に対して支援 機械等整備支援(県事業) 県事業上乗せ助成(町事業):合わせて補助率1/2以内	随時	予算の範囲内		4
	農林業後継者育成奨学金	本人又はその保護者が邑南町に住所を有していること	農林業振興に資する人材を育成するための学資貸与 短期大学、専修学校及び農業者研修教育施設(農林業従事に必要な知識を履修する課程) 国・公立:5万円、私立:6万円 大学及び大学院(農林業に関する知識及び技術を履修する課程) 国・公立:6万円、私立:8万円	6月上旬	-		9
津和野町	津和野町農林業研修生支援事業	概ね50歳未満の新規農林業研修生	15万円/月+家賃半額補助(上限2万円) (最長2年間)	随時	上限なし		3
	津和野町新規農林業就業者支援事業	概ね50歳未満の新規農林業就業者	10万円/月(最長3年間)	随時	上限なし		4
	津和野町新規農林業就業者経営基盤支援助成金	農業次世代人材投資資金を受給している新規農林業就業者	機械・設備の導入に対し最大300万円補助 (10/10)	随時	上限なし	農林課 0856-72-0653	9
	津和野町半農半X支援事業	島根県が定める多様な担い手確保・育成事業費補助金交付要綱に基づく半農半X支援事業実践者	島根県の交付決定額の1/2	随時	上限なし		4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

島根県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
吉賀町	就農相談	就農希望者	就農相談 *体験・研修受入先の相談 *国・県・関係団体等の事業の情報提供・相談 *農地に関する相談 *その他就農に関すること	随時	随時		1
	吉賀町新規就農者支援事業	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1)おおむね40歳以下で、新規就農者、農業後継者等を指す者 (2)認定就農計画書又は半農半X実践計画書に準ずる計画書を策定した者 (3)前号の計画書に基づいた6箇月以上の研修を受ける者 (4)この事業に類似する国・県等の事業の該当とならない者	新規就農に向けて必要な技術等を習得する 就農前研修者に対し助成 助成の額及び期間は、月額10万円を12月以内	随時	随時		3
	吉賀町農業研修経費等補助金	18歳以上50歳未満の農業分野においてふるさと島根定住財団の実施するUターンしまね産業体験事業を活用する産業体験者	産業体験事業期間を限度として30,000円/月補助する。ただし、親元体験者等は15,000円/月とする。	随時	随時		3
		18歳以上50歳未満の農業分野においてふるさと島根定住財団の実施するUターンしまね産業体験事業を活用する産業体験者であって当該事業活用後も引き続き農業研修を実施する者	1年間を限度として150,000円/月補助する。ただし、親元体験者等は75,000円/月とする。	随時	随時		2・3
		Uターンしまね産業体験事業を活用する産業体験者であって当該事業活用後も引き続き農業研修を実施する者又は半農半X支援事業を活用する農業研修生を受け入れる農業者	農業研修生(親元体験者等を除く)1人につき30,000円/月補助する。ただし上限を3人分までとする。	随時	随時	産業課 0856-79-2213 https://www.town.yoshika.lg.jp/	6
	吉賀町半農半X支援事業	65歳未満でUターン後1年以内に町内に定住し、営農を開始する半農半X実践者(6か月以上の農業研修を実施すること)	1.定住着助成事業 就農を始めた実践者に定住初期の営農と生活を安定させるための支援 ○補助額:120千円/月、12か月以内(県1/2、町1/2) 2.半農経営設備等整備支援事業 実践者が行う就農に必要な施設、機械整備に対し、営農の早期安定及び初期投資の軽減を図るための支援 ○補助率等 1/2以内(県1/3以内、町1/6以内) 上限事業費3,000千円。農業経営開始後3年以内	随時	当該年度の予算の範囲内		4
	吉賀町担い手経営発展支援事業費補助金	認定新規就農者等	経営設備整備等支援事業 ○補助率等 1/2以内(県1/3以内、町1/6以内) 上限事業費10,000千円。	随時	当該年度の予算の範囲内		4
	吉賀町体験プログラム	移住を検討している方	移住や就農を検討するにあたり、吉賀町を訪問した際の旅費の一部を助成。(関東20,000円、関西12,000円など)農業体験や民泊など個別に提案します。	随時	予算の範囲内		1
空き家改修補助金	吉賀町空き家情報バンクに登録された家屋の改修に要する経費に支援	○空き家改修費用の一部助成 【補助率】3分の2～4分の3 【補助上限額】100万円※子育て世代は150万円 【対象経費】空き家の改修する経費が30万円以上※改修施工業者は町内業者に限る。	随時	予算の範囲内		8	
海士町	海士町新規有機栽培支援補助金	①有機JAS講習会を受講した者 ②町内に住所又は事業所を有する者 ③町税の滞納がない者	①有機JAS認証の取得に要する経費(補助率3/4、上限1,500千円) ②有機農業を行うための土壌改良材等の購入に要する経費(補助率3/4、上限50千円) ③有機農産物の販路開拓に要する経費(補助率3/4、上限50千円) ④その他町長が適当と認める経費(補助率3/4、上限50千円)	R3年度中	1件		3、4
	農業用ビニールハウス設置等事業補助金	①町内在住の60歳未満の者 ②ビニールハウスを所有又は使用していない者 ③生産物を直売所へ3年以上出荷する者	①新規に農業用ビニールハウスを設置する費用、(補助率設置費用の1/2、上限200千円) ②新規に農業用ビニールハウスをリースする費用、(補助率リース費用の3/5、上限150千円)	R3年度中	①は1件 ②は3件	地産地商課 08514-2-1824	4
	海士町農業チャレンジャー支援事業補助金	①町内で農業を営んだことがない者 ②農業活動を開始して5年未満の者 ③町税等の滞納がない者	・海士町農業協同利用機械を利用する場合には、使用料の4/5を補助する。(上限30千円)	R3年度中	5件		4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

島根県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
西ノ島町	町有牛貸付制度	肉用牛の改良や増頭に誠意のある農家	・1人、年間2頭を上限に町が雌牛(子牛)を希望者に貸し付け ・1産目の売却代金(新規就農者は1/3、それ以外は1/2)を預託金として町へ納付。 ・2~5産目までの雌牛で優良と認められた場合に借受農家は子牛を返還し、町は預託金を返還。貸し付けた町有牛は借受農家へ譲与する。 ・2~5産目の雌牛及び優良と認められなかった雌牛の売却代金は借受農家の収入となる。	随時	予算の範囲内	産業振興課 08514-6-1220 http://www.town.nishinoshima.shimane.jp/	4
	半農半X支援事業	町内に定住し、営農を開始する半農半X実践者(※) ※一定の要件(Uターン者であること等)を満たし、町の認定を受けた者	1定住定着助成事業 定住を開始し、就農を始めた実践者に定住初期の営農と生活を安定させるための支援 ◆補助額:120千円/月、12か月以内(県1/2、町1/2)	随時	予算の範囲内		4
	共同利用牛舎	使用許可申請書を提出し、使用を許可された者(最大2名まで)	・牛舎規模:25頭規模 ・使用期間:5年 ・使用料:無料	随時	若干名		4
	畜産振興総合対策補助(畜産経営基盤強化事業)	西ノ島町内の畜産農家、農業法人	増頭のための牛舎等の施設及び機械の整備に対する支援 ◆補助率:1/3以内 ただし、国、県等の補助を受ける場合は、併せて2/3以内とする。(上限200万円)	随時	予算の範囲内		4
	畜産振興総合対策補助(優良雌牛確保対策事業)	西ノ島町内の農業協同組合、畜産農家、農業法人	農協又は畜産農家等が国、県等の事業を活用し、繁殖雌牛導入及び自家保留をおこなった場合、上乗せ補助を行う。 ◆補助率:新規就農者にあつては、1頭あたり導入経費のうち、国・県補助金を除いた額の1/2以内、それ以外の畜産農家等については1/3以内。ただし、自家保留については、1頭につき定額5万円とする。(新規就農者以外は上限10万円)	随時	予算の範囲内		4
	畜産振興総合対策補助(繁殖雌牛増頭対策事業)	西ノ島町内の畜産農家、農業法人	毎年2月1日時点に実施する飼養頭数調査において増頭が認められた繁殖雌牛の頭数分 ◆補助額:定額5万円/頭	随時	予算の範囲内		4
	畜産振興総合対策補助(管理道等整備事業)	西ノ島町内の農業者2戸以上で組織する団体	放牧場内の飼養管理に必要な管理道等の整備に要する経費 ◆補助額:3千円/m	随時	予算の範囲内		4
知夫村	マダニ駆除対策	本村に住所を有し、牛馬を使用している農家であつてマダニ駆除用薬剤を、JAどうぜん農協知夫支所を通じて購入した者	・薬剤(バイテコール)の購入にかかる経費の2/3以内を補助	随時	若干名	産業建設課 08514-8-2211 http://www.vill.chibu.lg.jp/	1
	村有牛貸出	畜産業を営もうとされる方、あるいはすでに営んでいる方	・一人、10頭を上限に村が雌牛(子牛)を貸し付け ・7年以内に雌牛相当額若しくは雌牛が産んだ子牛を村に返還	随時	若干名		4
	村営放牧場	畜産業を営もうとされる方、あるいはすでに営んでいる方	・村営の放牧場を、一頭あたり年間3000円で利用できる。 ・ほぼ、周年昼夜放牧が可能で、コストダウンが可能。 ・山野を駆け回る事で、牛の足腰が強くなり、肥育農家から高い評価を受けている	随時	若干名		4
	共同利用牛舎	使用許可申請書を提出し、使用を許可された者	・牛舎規模149.88㎡ 全9房 ・使用料:1房につき月額600円(月割)	随時	若干名		4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9.その他

島根県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
隠岐の島町	農業用ハウス等リース支援事業	認定新規就農者	・リースもしくは賃貸する農業用ハウスや果樹棚を整備した場合、当該施設に係るリース料または賃貸料に要する経費を補助 ・補助率2/3以内	随時	予算の範囲内	農林水産課 08512-2-8563 http://www.town.okinoshima.shi mane.jp	4
	繁殖雌牛貸付事業	畜産業を営もうとされる方、あるいはすでに営んでいる方(45歳未満)	・町が6年間繁殖雌牛を貸付し、その間リース料を納付 ・7年目以降、牛を本人に譲渡	随時	予算の範囲内		4
	就農相談	就農希望者	就農相談 ・体験、研修受入先の相談 ・国・県・関係団体等の事業の情報提供・相談 ・農地に関する相談 ・その他就農に関すること。	随時	随時	地域振興課 08512-2-8570 http://www.town.okinoshima.shi mane.jp	1
	隠岐の島町Uターン促進事業補助金	・本町への定住の意思をもって民間賃貸住宅の賃貸借契約の締結又は自宅等の改修を行う50歳未満のUターン者、Uターン者若しくは学生等 (1) 転入日から起算して3年以内に自宅等の改修を行うUターン者 (2) 転入日から起算して5年以内に自宅等の改修を行うUターン者 (3) 転入日から起算して1年以内に自宅等の改修を行う学生 (4) 転入日から起算して1年以内に民間賃貸住宅の賃貸借契約を行うUターン者又はUターン者 (5) 自宅等の改修完了日から起算して180日以内に本町へ転入が確約できるUターン者、Uターン者又は学生	・自宅等改修費補助(建築後20年以上経過した建物。但し、トイレ水洗化を伴う改修はその限りでない) 【補助率】2/3 【補助上限額】50万円 ※子育て世帯は25万円加算 ※夫婦世帯は25万円加算 ・民間賃貸住宅家賃補助 【補助率】2/3 【補助上限額】月額2万円 ※子育て世帯は1万円加算	随時	予算の範囲内		8
	隠岐の島町空家改修事業補助金(耐震タイプ・水洗トイレタイプ)	定住希望者の住居に10年間供することを目的として、空家(階数が2階以下の木造住宅)の改修を行う方 ※空家バンクへの登録が条件	空家改修に要する経費を助成 ・空家改修に要する経費の1/2 ・補助上限150万円 ※耐震工事を行う場合は250万円 ※対象経費 ・増改築に要する経費 ・設計及び工事監理に要する経費 ※別途、空家クリーニング補助金あり	随時	予算の範囲内		8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
岡山市	新規就農者総合支援事業(岡山市就農サポートセンター)	岡山市内で本格的農業経営を志す方	総合コーディネーターを配置し、就農を希望される方に対し、就農相談から各種研修の案内、補助事業の紹介、就農計画の作成や就農後の経営の安定化まで総合的に支援するもの。 その他、関係機関と連携し、農地や住居の情報提供、農作物の販売や行政手続きについてもサポートを行う。 市窓口のほか、東京や大阪等で開催の全国就農相談会に出展しており、UJターン就農を検討する県外在住の方からのご相談を直接受ける機会も設けている。	-	-		1
	新規就農希望者体験研修事業	岡山市内での就農を希望する65歳未満の方	岡山市内で就農することを希望される方を対象に、農業体験研修を実施し、農業への適性を知る機会や農業経営の開始に向けた構想を具体化するための材料を提供する。また、研修指導にあたる農業者や研修実施地域の農業者との交流により、市内での円滑な就農を促進する。 多様な要望に応えるために、次の研修コースを設定。 研修実施農業者や研修内容については、事前に登録してもらい、公開予定(準備中)。 (1)農業インターンシップ研修 希望に応じて、次のコース別に、農家での実際の農業体験の機会を提供するもの ①ワンデイトライアルコース(1日の農業体験研修) ②セレクト体験コース(選択した作業を集中的に体験、2か年度内10日以内) ③1サイクル体験コース(希望作目の主要な作業を総合的に体験、2か年度内15日以内) (2)先輩就農者インタビュー研修 先輩就農者の体験談を対談形式で聴講する機会を提供するもの	随時	-		2.6
	農地・施設等マッチング事業	岡山市内で本格的農業経営を志す方	市民より寄せられた空き農地やハウスなどの物件情報を提供、新規就農希望者の経営基盤の一体的確保とスピーディな経営開始を、農業委員会や新規就農者を応援する一般市民と連携して支援する。	-	-	産業観光局農林水産部農林水産課	7.9
	UJターン園芸農業者支援事業	次に掲げる全てを満たす個人経営体 1.主として従事する者が18歳以上の方 2.県外から本市に移住された方 3.既に農地の権利を取得した者、又は移住日から3年以内に農地の権利を取得した方 4.移住日から3年を経過する日の属する年度内に園芸作物で営農を開始し、UJターン就農計画の認定を受けた方 5.一定の農業技術を習得したと認められる方 6.農業次世代人材投資資金(経営開始型)の受給歴がない方 7.補助金の交付を受ける年度内に農業次世代人材投資資金(経営開始型)を給付を受けない方 8.市税を完納している方	岡山市に移住し、新たに園芸農業を始める者に対して補助金を交付し、就農の初期投資を支援するもの。 ※補助金額:補助率1/2以内で補助金上限100万円(経営農地の過半を親族から権利取得している場合は50万円)	-	-	(岡山市就農サポートセンター) 086-803-1347 https://www.city.okayama.jp/ku-rashi/0000016993.html	4
	担い手への規模拡大奨励金交付事業	認定新規就農者及びUJターン就農計画認定者に農地の権利設定(3年間以上)又は所有権移転する土地所有者(農地の権利設定・移転をする相手方が新規の就農者等の認定を受ける前に農地の権利設定・移転が完了していること)	認定新規就農者及びUJターン就農計画認定者に農地を貸し出す又は売り渡す土地所有者に奨励金を交付することにより、新規就農者等の農地取得を支援します。 ※奨励金:1万円/10a(15万円上限)	-	-		7
	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	農業体験研修修了後、1年以内の者。(将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる方)	55歳以上の新規就農希望者に対し、先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行うもの。 ※研修費の助成額:1,500千円/年以下(市が500千円以下を助成)	-	-		1.2.3
	就業奨励金	新たに市内で農林漁業に従事した者で、次に掲げる条件に該当される方 1.将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 2.年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 3.過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。 4.交付申請日において、市内に住居を有していること。 5.市税を完納していること。	奨励金(10万円)を支給する。	-	-		9
	県外から移住される方への家賃補助	県外から岡山市に移住され、次の要件を満たす方。 ・1年以上岡山県外に在住していること。 ・UJターンの理由が転勤、結婚又は進学にあること。 ・官公庁から住宅に係る補助金や公的扶助を受けていないこと。 ・企業から住宅手当を受けていないこと。 ・市税を完納していること。 ・申込者及び同居者が暴力団構成員でないこと。 ※家主もしくは不動産仲介業者による入居に関する事前審査があります。	対象となる賃貸住宅(お試し住宅)に入居する場合、仲介手数料・家賃保証料・6か月分の家賃について、費用の一部を補助する。 ※補助金上限294千円	随時	1年度あたり40件(予算がなくなり次第終了)	市民協働局 市民協働部 市民協働企画総務課 移住定住支援室086-803-1335 https://www.city.okayama.jp/ku-rashi/0000016291.html	8

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
玉野市	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	・農業体験研修修了後、1年以内の者。 ・研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額:125千円/月以上	-	-		1,2,3
	就業奨励金	新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円)を支給する	-	-	産業振興部農林水産課 0863-32-5561 http://ninaiteokayama.or.jp/sup port/system.html	9
	たまのお試し滞在助成金	岡山県外から玉野市への移住を希望し、「住居又は仕事を探す活動」、「地域情報を収集する活動」を行う方(ただし、たまのお試し移住者登録をされた方に限る。)	滞在費及び市内での活動費の一部を助成する。ただし、滞在費・活動費は市内の事業者を利用した場合に限る。 上限:10万円(1家族・グループ) ※単身の場合は上限5万円 助成額は下記のとおり算定する。 【滞在費】 宿泊施設→日数×4,000円 ※宿泊費用の1/2が限度 居住物件(ウイークマンション等)→日数×4,000円 ※賃貸借契約費用の1/2が限度 【活動費】 レンタカー借上一借上費用の1/2以内 ※30,000円が限度 レンタサイクル借上→1人当たり1日1回の実費 ※1人当たり1日600円が限度	-	-	玉野市政策財政部総合政策課 たまののくらし推進室 0863-32-5505 https://www.city.tamano.lg.jp/si te/lifeoftamano/1670.html	8
備前市	就業奨励金	新たに備前市内で農林漁業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 市内に住所を有し、新たに農林漁業に従事した者であること。 イ 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 ウ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 エ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円)を支給する。	-	-	農政水産課 0869-64-1831 bznousui@city.bizen.lg.jp	9
	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	・農業体験研修修了後、1年以内の者。 ・研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額:125千円/月以上	-	-		1,2,3
	移住体験住宅(お試し住宅)事業	備前市への移住希望者	お試し住宅(備品等付き)を移住体験希望者に提供(市内2箇所) 日額1000円(1泊2日以上27泊28日まで)	-	-		9
	移住調査宿泊費補助	備前市への移住希望者	移住を目的とした市内民間宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を補助。 (1人1泊4,000円補助、世帯上限50,000円、単身上限24,000円)	-	-	都市住宅課 0869-64-2225 bztoshi@city.bizen.lg.jp	9
	空家活用促進補助事業	備前市に10年以上定住することを誓約する人	空家購入費(土地購入費含む)の1/10以内を補助 (上限50万円)	-	-		9
	若年者家賃補助事業	新たに民間賃貸住宅の所有者と賃貸借契約を締結し居住する方。 ただし、アパート等の集合住宅にあつては、県外からの転入者に限る。	家賃の1/2以内の額で、交付決定月から12か月間補助。 (上限3万円/月)	-	-		8
瀬戸内市	就業奨励金	新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円)を支給する。	-	-		9
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/3を助成	-	-	産業振興課 0869-22-3934 http://www.city.setouchi.lg.jp/	4,7,8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
赤磐市	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-		4.7.8
	就農促進トータルサポート事業(帰農者支援事業)	定年帰農者など意欲ある就農希望者を対象にした栽培技術の習得を支援する就農講座の開催を支援。	講座の実施に要する講師謝金、借上げ料、簡易な研修資材の整備や受講生の募集チラシ等の付随費用 ※事業費の1/2以内を助成(上限100千円)	-	-	就農等支援センター(赤磐市役所農林課内) 086-955-1108 www.city.akaiwa.lg.jp	2
	就業奨励金	新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(10万円)を支給する。	-	-		9
	農大奨学金制度	卒業後に市内で就農を予定している農業大学校生徒に奨学金を貸与する 実際に市内で就農した場合は返還を免除する	奨学金(10万円)を支援する 正規の修業年限を対象とする(最大2年間)	随時	3		3
	新規就農経営支援事業	主な要件は国の農業次世代人材投資資金に準ずるが、親元継承就農であるため同交付金の対象にならない人(1回限り)	経営の発展に資する農業機械施設の導入に対し補助金を交付する 補助率1/2 上限100万円	随時	3		4
和気町	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-		4.7.8
	就業奨励金	新たに町内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円)を支給する。	-	-	産業振興課 0869-93-1121(代表) http://www.town.wake.lg.jp/	9
	就農準備講座	和気町で就農を目指す、新規就農者や町内の新規栽培者を対象。	年間6回程度の農業体験を行う。 希望により、受入農家と調整して継続的な体験も可能。 品目:なす、ぶどう	2月から3月(4月から開校のため)	20人程度		2
	新規就農者等借家賃補助	和気町で就農を目指す、新規就農者等を対象。	民間の借家に入居する際、農業実務研修を受けている方々に対して、12ヶ月間の借家賃補助料の補助を行う。 農業実務研修の受講者又は、就農計画を策定した者。 補助率:1/2補助(補助対象家賃上限:6万円/月)	随時	3家族程度		9
	短期滞在補助金	岡山県外から和気町内への移住を目的に、住居や仕事を探す活動等を行う方を対象。	町内の対象となる宿泊施設での宿泊費の一部の補助を行う。 補助率:2/3以内 (上限:1人4000円/1泊) 1人あたり1回2泊を上限。 1人あたり5回(最大で合計10泊)を限度。	-	-		8
	お試し住宅	岡山県外から和気町内への移住を検討中の方を対象。	和気町での暮らしを体験したり仕事や家探し等ができるように、家具や家電製品等をそろえた住宅を用意している。	-	-		8
	空き家改修補助金	町内の空き家を改修して移住を希望する方を対象。	和気町への移住促進及び空き家の有効活用を目的として、改修費用の一部の補助を行う。 補助率:1/2(上限:50万円)	-	-	まち経営課 0869-93-1121(代表) http://www.town.wake.lg.jp/	8
	固定資産税の優遇制度	40歳未満および中学校卒業までの子どもを扶養に入れている方を対象。	町内で新しく住宅を取得した場合、新築または購入した家屋の固定資産税について軽減を行う。 120㎡を限度として、5年間、家屋分の固定資産税を半額軽減する。	-	-		8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
吉備中央町	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	・農業体験研修修了後、1年以内の者。 ・研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額:150千円/月(25千円/月の上乘補助)	-	2名程度	農林課 0866-54-1318 nourin@town.kibichuo.lg.jp	1,2,3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-		4,7,8
	就農促進トータルサポート事業(帰農者支援事業)	定年帰農者など、町内でピオーネ栽培を目指す、又は栽培している町内在住在勤の者。	備前広域農業普及指導センターの職員を講師に招き、ピオーネの栽培実習を開催。土づくりから栽培・品質管理までピオーネ栽培の基礎を習得することで、円滑な就農を支援。年11回。	-	10名程度		1,2,3
	就業奨励金	新たに町内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(10万円)を支給する。	-	-		9
倉敷市	就農・就業相談事業		各地で行われる就業相談会等に参加する。	-	-	農林水産課 086-426-3425 http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1242	1
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-		4,7,8
	就業奨励金	新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。 エ 倉敷市内に住所を有し、新たに農林漁業に従事する者であること。 オ 申請日において、施設等経営基盤を取得し、又は保有した日(農業部門における後継ぎ型の場合は、同日又は作業の開始日のいずれか早い日。以下「基準日」という。)から6月以上経過していること。 カ 申請年度の初日において、基準日から3年を経過していないこと。	奨励金(7.5万円)を支給する。	-	-		9

支援分野の内容は、1. 就業相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
岡岡市	元氣な農林漁業者応援事業	岡岡市在住の定年帰農者や主たる経営者を支える配偶者など、頑張る農林漁業者を応援する目的で「かさおか元氣人応援金」を支給します。 1 市内で農林漁業を営んでいること。 2 岡岡市農林漁業就業奨励金交付事業の対象者でないこと。 3 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意思及び条件を有すること。 4 農業委員会又は所属する漁業協同組合から推薦されていること。ただし、農業経営における交付対象者は主たる経営者が認定農業者であること。 5 過去に当該奨励金及び岡岡市農林漁業就業奨励金交付事業の農林漁業就業奨励金の交付を受けたことがないこと。	・帰農者応援タイプ 50,000円/人(40歳以上で過去5年以内の経営開始を応援する) ・二人三脚応援タイプ 50,000円/人(主たる経営者を10年以上支える配偶者を応援する) ・女性自立応援タイプ 100,000円/人(女性の主たる経営者を応援)	-	-	産業部 農政水産課 0865-69-2143 http://www.city.kasaoka.okayama.jp	9
	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	・農業体験研修修了後、1年以内の者。 ・研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額:125千円/月以上	-	-		1.2,3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-		4.7,8
	岡岡市農林漁業就業奨励金(公益財団法人岡岡県農林漁業担い手育成財団事業)	新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 市内に住所を有すること。 イ 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 ウ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 エ 過去に就業奨励金の支給を受けたことがないこと。(要領の規定により支給を受けた者を含む。)。ただし、夫婦で該当する場合は、いずれかに交付するものとする。	奨励金(10万円)を支給する。	-	-		9
井原市	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	・農業体験研修修了後、1年以内の者。 ・研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額:150千円/月	-	-	農林課 0866-62-9522 http://www.ciya.ibara.okayama.jp/	1.2,3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-		4.7,8
	就農促進トータルサポート事業(帰農者支援事業)	定年帰農者など意欲ある就農希望者を対象にした栽培技術の習得を支援する就農講座の開催を支援。	講座の実施に要する講師謝金、借上げ料、簡易な研修資材の整備や受講生の募集チラシ等の付随費用 ※事業費の1/2以内を助成(上限100千円)	-	-		2
	就業奨励金	新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡岡県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円以上)を支給する。	-	-		9
	井原市農業後継者就業交付金	市内で専ら農業で生計を営む農家の後継者で、市内に居住し、将来にわたり専ら農業に従事し、生計を営もうとする45歳未満のもので、経営者が事業承継を承諾した日から起算して5年以内に経営権を承継するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市税に滞納のある者及び国若しくは他の地方公共又は市の他の制度による就農育成を目的とした交付金(補助金を含む)を受けている者については、交付金を交付しない。	交付金額は、月額100,000円とする。 就業期間が1月に満たないときは、100,000円を30で除した額に就業日数を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 交付金の交付対象となる期間は、2年とする。	-	-		9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
総社市	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	※農業体験研修修了後、1年以内の者。 ※研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額:125千円/月	-	-		1,2,3
	就業奨励金	市内に住所を有し、新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円)を支給する。	-	-	農林課 0866-92-8271 http://www.city.soja.okayama.jp/	9
高梁市	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	※農業体験研修修了後、1年以内の者。 ※研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額:125千円/月以上	-	-		1,2,3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれた者、又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就業前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就業前後の負担を顕現するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、対象事業者1人当たり年額720千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-	産業経済部農林課 0866-21-0223 http://www.city.takahashi.okayama.jp/soshiki/8/	7,8
	就農促進トータルサポート事業(帰農者支援事業)	定年帰農者など意欲ある就農希望者を対象にした栽培技術の習得を支援する就農講座の開催を支援。	講座の実施に要する講師謝金、借り上げ料、簡易な研修資材の整備や受講生の募集チラシ等の付随費用 ※事業費の1/2以内を助成(上限100千円)	-	-		2
新見市	就業奨励金支給事業	新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(10万円)を支給する。	-	-		4
	新規就農者住宅確保事業	農業体験研修事業を修了した実務研修生又は新規就農者 就農計画において農業経営が適当と認められる者 45歳以下の者、実務研修修了後10年以内の者、又は経営開始後10年以内の者で同居の農業に従事する配偶者がいるもののリース契約等において保証人が存在する者	住宅リース料の助成(月額4万円・期間5年間) 住宅購入費の助成(上限150万円・1回限り)	-	-		8
	新規就農者地域定着手当支給事業	50歳以上で、市内でピオーネ専作経営を目指し、農業実務研修を修了した者	就業後早期に農業経営を安定させ、また早期に地域に定着するために支援を行う。 実務研修後1年間、月額75千円	-	-	産業部農林課 0867-72-6133 http://www.city.niimi.okayama.jp/	3
	親元就農者支援事業	市内に住所を有する者又は市内に居住し専業農家として定住しようとする者 新見地方新農業経営者クラブ又は市内生産団体に加入あるいは加入見込がある者 当該事業の助成対象経費に他の補助金等の交付を受けていない者	国、岡山県やJAが主催の農業研修に係る経費の一部を補助する。 対象となる経費:研修に係る参加費、市外研修における交通費(食費を除く) 補助率:1/2以内	-	-		3
	農業実務研修交付金	就業時の年齢が55歳以上60歳未満であり、地域農業を担う農業者となることについて強い意欲を有する者 独立・自営就農を目指す者 市内に住所を有するもの又は市内に居住し専業農家として定住しようとする者 市が認めた研修機関等で概ね1年以上研修する者 常勤の雇用契約を締結していない者 親元就業助成金の交付を受けていない者	市内において農業経営を目指す就農希望者に対し、独立・自立就農するための支援を行う。 年間75万円(定額) 交付期間 ぶどう・2年間 トマト・りんどう:1年間	-	-		2,3,4
	お試し暮らし支援事業	新見市への移住希望者	新見市内で体験生活をするための宿泊費用の一部を助成。(1世帯1泊あたり2,000円・ただし食事なし・指定宿泊施設のみ・最大30泊まで)	-	-		9
	空き家活用推進事業	新見市に5年以上定住する意思をもって転入しようとする人 (もしくは転入から3年を経過しない人)	市内の空き家を購入・改修・家財整理を行う場合、必要となる経費の一部を補助する。 購入(補助率3/10 上限200万円)※ 改修(補助率4/10 上限300万円)※ 家財整理(補助率5/10 上限20万円) ※子育て世帯・若年世帯については補助率の上乗せあり	-	-	総務部総合政策課 0867-72-6114 http://www.city.niimi.okayama.jp/	8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
新見市	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	・農業体験研修修了後、1年以内の者。 ・研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。(将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額：125千円/月	-	-	産業部農林課 0867-72-6133 http://www.city.niimi.okayama.jp/	1,2,3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(上限:100千円/10a 補助率1/2) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(上限:20千円/月 補助率1/2) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(上限:900千円 補助率1/2) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。	-	-		4,7,8
浅口市	就業奨励金	新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、15歳以上39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円)を支給する。	-	-	産業振興課 0865-44-9035	9
矢掛町	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	※農業体験研修修了後、1年以内の者。 ※研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。(将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する町の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額：125千円/月	-	-	産業観光課 0866-62-1016 http://www.town.yakage.okayama.jp/	1,2,3
	矢掛町早期経営確立支援事業	① 町内に居住し、事業申請時に55歳未満かつ、就農後3年以内の者 ② 町税等が完納である者 ③ 農業経営改善計画、青年等就農計画等の経営内容及び就農計画等が必要	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年間720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-		4,7,8
	就業奨励金支給事業	新たに町内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団が実施している就業奨励金支給事業を活用し奨励金(10万円)を支給する。	-	-		9
	矢掛町新規就農者経営支援事業	①町内に居住し、事業申請時に55歳未満かつ、就農後3年以内の者 ②町税等が完納である者 ③農業経営改善計画、青年等就農計画等の経営内容及び就農計画等が確認できる書類の添付	新規就農者等の就農後の負担を軽減するため、農業経営で使用する農機具・施設の取得費用を助成する。 ○補助率 1/2以内。ただし、単県補助事業等の補助金を除く自己負担分に対するの補助とし、補助額の上限は単県補助事業等の補助額までとする。	-	-		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
津山市	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	※農業体験研修修了後、1年以内の者。 ※研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額:125千円/月	—	—		1.2.3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	—	—		4.7.8
	農業就業奨励金(就業奨励金)	新たに市内で農業に従事した者(自然人)で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に奨励金(同様の目的で岡山県又は市から支給された就業奨励金の支給を受けたことがないこと。 エ 5年後の農業経営の目標が、農業所得で200万円以上であること。	奨励金(奨励金)(5万円)を支給する。	—	—	農業振興課 0868-32-2079 http://www.city.tsuuyama.lg.jp/	9
	援農塾	定年帰農者など意欲ある就農希望者等	栽培技術の習得を支援する就農講座を開催	前年度3月中	各回15名程度		2
	経営継承・発展支援事業	中心経営体等から経営を継承した国の示す要件を満たす後継者で、経営発展に向けた取組を行う者 【要件の一例(個人の場合)】 ア 先代事業者からその経営に関する主権の移譲を受けていること。 イ 先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。 ウ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。 エ 青色申告者であること。 オ 家族経営協定を書面で締結していること。 カ 経営発展計画を策定し、経営発展に向けた取組、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。 キ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していること。 ク アの主権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。 ケ 農業次世代人材投資事業(経営開始型)に係る資金の交付に現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。	経営発展計画に基づいて実施する経営発展に向けた取組に必要な補助対象経費(専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費)を助成(上限100万円)	—	—		4
	津山市就職促進家賃助成事業	・就職等を機に市内の民間賃貸住宅に賃貸借契約により、居住している人(転勤・公務員等を除く)・津山圏域外からの転入者(転入日前2年以上、津山圏域内に住所を有していないこと) または申請直近まで県外の大学等に通学していた者であって市長が特に認める者(ウターン学生) ・申請者が賃貸住宅の契約者であること ・居住している民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと ・3年以上、津山市に定住する意思があること	津山圏域内(津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町)の事業所への就職又は津山圏域内での創業若しくは就農を機に、市内の民間賃貸住宅に居住する転入者に、一定期間、家賃の一部を助成します。 【助成額及び助成期間】 ・家賃(共益費・管理費・駐車場使用料等は除く)から住宅手当相当額を差し引いた額の1/2(上限15,000円)、12カ月間 ※申請者が20~24歳の場合、または18歳以下の子どもと同居している子育て世帯の場合、上限額3万円、12カ月間助成します。	—	—		8
	空き家活用定住促進事業補助金	県外(5年以上県外在住)から移住転入し、「津山市住まい情報バンク」などの登録物件(空き家)を購入、改修する人	「津山市住まい情報バンク」などの登録物件等の空き家の購入費や、改修費、引っ越し費用の一部を補助します。 ・購入補助金(上限300,000円) 空き家の取得に要した費用の10/100を助成 ・改修補助金(上限600,000円) 空き家の改修に要した費用の2/3を助成 ・引越支援助成金(上限100,000円) 引越に要した費用の10/10を助成。ただし、18歳以下の子どもと同居している子育て世帯のみ対象	—	—	仕事・移住支援室 0868-24-3633 http://life-tsuuyama.jp/	8
	農業トライアルワーク	津山市への移住希望者等	日帰りから最長で連続8日間までの希望に応じた期間、実際の農業を体験しながら学ぶ。	—	—		1.2.3
	移住相談会	津山市への移住希望者等	移住後の就農も含めた各種相談業務	—	—		9
	移住体験ツアー	津山市への移住希望者等	津山市へ移住後の生活体験や、先輩移住者や市農業担当者との意見交換を図るためのツアーを実施する。	—	—		9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
真庭市	真庭市起農プロジェクト	・首都圏、関西圏の移住就農に興味がある方 ・真庭市での農業経営に興味のある企業 ・「就農するために農業の基礎知識を学びたい」、「農業経営について学びたい」、「同じように移住・就農を考えている仲間と情報交換したい」等の希望を持つ方。	・新規就農時に必要な基礎知識、農業経営について学ぶ全5回の講座「真庭起農スクール」をオンラインで開催。(予定) ・無料で首都圏、関西圏の新規就農希望者に対し農業の基礎研修、就農計画書作成等全4回の研修講座を開催。(予定)	未定	20		1, 2
	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	・農業体験研修修了後、1年以内の者。 ・研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	・新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額:125千円/月以内 ・実務研修生に対し、年額300千円以内の上乗せ助成を行う	-	-		1,2,3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-	農業振興課 0867-42-1031 http://www.city.maniwa.lg.jp/	4,7,8
	就業奨励金	新たに県内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円)を支給する。	-	-		9
	真庭いきいき帰農塾(帰農者支援事業)	市内在住で、農作物の生産・出荷に意欲を持っている人 (野菜コース、白ねぎコース、ぶどうコース、花きコースの4コース)	栽培ノウハウや土壌の管理方法、出荷時の注意点といった実践的な知識と技能を習得する	前年度末～4月中旬	各コース15人程度		2
	真庭市定住支援活動奨励金	移住者の受け入れに対して支援活動を行う自治会等	・空き家バンク1件登録につき1万円(1自治会等につき年度内3万円上限) ・地域認定空き家の売買または賃借契約成立1件につき3万円	-	-		
	空き家活用定住促進補助金	3年以上市外に居住し、定住の意思を持って転入しようとする方または、転入後3年を経過しない方。	空き家の取得費(土地・諸経費含む)及び空き家の改修にかかる費用について、取得・改修それぞれに対象となる費用の3分の1を100万円上限に補助	-	-	交流定住推進課 0867-42-1179 http://www.city.maniwa.lg.jp/	8
	空き家家財道具等撤去補助金	真庭市空き家情報バンクの登録物件を売買もしくは賃貸した方で空家の片づけをする方	真庭市空き家情報バンクの登録された物件を売買もしくは賃貸した時に家財等の撤去にかかる費用を上限12万円で補助。	-	-		
美作市	就業奨励金	新たに市内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円)を支給する。	-	-	農林政策部 農業政策課 0868-72-6694 http://www.city.mimasaka.lg.jp/	9
新庄村	転入奨励金	下記の条件のいずれかを満たす場合に奨励金を贈る。 (1)40歳未満の構成員を含む家族が転入した場合 ※構成員1名だけの単独世帯を含む ※中学卒業未満の子どもを1名含む世帯は5万円を加算 ※中学卒業未満の子どもを2名以上含む世帯は10万円を加算 (2)50歳未満の夫婦のみ家族が転入した場合	100,000円/世帯			総務企画課 0867-56-2626 http://www.vill.shinjo.okayama.jp/index.php?id=106	9
	引越費用助成金	引越費用の領収書を添付して申請した場合に助成	100,000円/世帯				9
	住宅改修費用助成金	地元業者に依頼して住宅の改修を行った場合に助成	250,000円/世帯				8
	起業家支援基金貸付事業	起業家の育成、支援のために基金の貸し付け (個人事業の場合は最大で2,000,000円)無利子	1事業につき 5,000,000円(法人) 2,000,000円(個人) 5年以内に返還必要			産業建設課 0867-56-2628 http://www.vill.shinjo.okayama.jp/index.php?id=106	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鏡野町	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	※農業体験研修修了後、1年以内の者。 ※研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額：125千円/月以上	-	-		1,2,3
	就業奨励金	新たに町内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金5万円を支給する。	-	-	産業観光課 (0868)54-2987 http://www.town.kagaminog.jp/	9
	鏡野町新規就業奨励事業	新たに農業経営を目指す者が農業経営を始める際に奨励金として支給し、本町の農業の担い手確保及び農村地域の活力保持を図る。 ①将来にわたり専業(年間従事日数が概ね200日以上)として、農業経営を続けていく意志と条件を有すること。 ②年齢が就業開始年度初めにおいて、15歳以上40歳以下であること。 ③夫婦で該当する場合は、いずれか一方のみに交付するものとする。 ④町内に住民票を有するとともに生活の実態があり、今後も居住し続けること。 ⑤町税等に滞納がないこと。	奨励金(100万円)を支給する。 1年目：400,000円 2年目：300,000円 3年目：300,000円	-	-		4
勝央町	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	※農業体験研修修了後、1年以内の者。 ※研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額：125千円/月以上	-	-		1,2,3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就業前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就業前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-	産業建設部 0868-38-3112 sangyou@town.shoo.okayama.jp	4,7,8
	農業研修助成金支給要綱(借家住宅助成金)	岡山県就業促進トータルサポート事業における農業実務研修生	実務研修生期間中に家賃補助を行う 月額賃借料の2分の1以内又は20,000円のいずれか低い額	-	-	http://www.town.shoo.lg.jp/	8
	もも・ぶどう栽培体験 就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	・もも・ぶどう栽培に関心のある方 ・勝央町での就農を希望している方 ・5歳未満の方	就農希望者を対象に、1日単位のもも・ぶどうの短期栽培体験研修等を実施	随時	延べ40名(各20回)		2
	就業奨励金	新たに町内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円)を支給する。	-	-		9
奈義町	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	※農業体験研修修了後、1年以内の者。 ※研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額：125千円/月	-	-		1,2,3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就業前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就業前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就業前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-	産業振興課 0868-36-4114 www.town.nagi.okayama.jp	4,7,8
	就業奨励金	新たに町内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(10万円)を支給する。	-	-		9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
久米南町	新規就農者応援事業費補助金	満55歳以下の新規就農者であり、町内において専業農家として独立経営を行っている就農後10年未満の者、または町内で専業農家として独立経営を行うことを前提に岡山県が認めた農業研修を受けている者	○補助対象経費 ・農業用倉庫の新築に要する費用。(新築に伴い付随する電気設備以外の設備及び備品等は対象外) ・農作業の省力化に必要な新技術を伴った機械等の導入に要する費用。 ○補助金の額 対象経費の4割(上限20万円)	-	-		4
	空き家活用促進事業	・空き家を購入もしくは賃借又は無償で使用する入居者 ・入居者に賃借又は無償で使用させる空き家所有者	(1)改修 ○補助対象経費 ・台所、トイレ及び風呂の改修費用 ・簡易水道及び公共水道への接続費用 ・その他、屋内での改修費用 (※ただし簡易な改修費用は除く) ○補助金の額 補助対象経費の総額に10分の4を乗じて得た額で、上限50万円。ただし申請時に入居者が以下の要件を満たす場合は上限100万円 ・夫婦のどちらかが満40歳未満 ・満40歳未満の単身者 ・義務教育修了前のお子さんがいる方 ・55歳未満の新規就農者 (2)購入 ○補助対象経費 ・購入費用 ○補助金の額 補助対象経費の総額に10分の4を乗じて得た額で、上限20万円。	-	-		8
	民間賃貸住宅家賃助成制度	・町内に住所を有し、かつ、生活の本拠を有する方で、以下の(1)から(4)のいずれかに該当し、かつ(5)から(7)までのすべての条件を満たす者 (1)結婚した方(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること (2)義務教育修了前のお子さんがいる方 (3)満40歳未満の単身者 (4)55歳未満の新規就農者 (5)自ら賃貸住宅等の家賃を支払っていること (6)世帯全体に町税等の滞納がないこと (7)世帯全員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと	月額家賃の10分の4を助成し、上限を1.5万円とする。ただし、勤務先から支払われる住宅手当等は除く。	-	-		8
	若者住宅補助金事業	住宅の所有者又は居住者であり、居住者に若者がある住宅を改修又は新築・購入する方。 ※若者とは・・・ (1)夫婦のどちらかが満40歳未満 (2)満40歳未満の単身者 (3)義務教育修了前のお子様がいる方 (4)55歳未満の新規就農者 のいずれかの条件を満たす方。 ※住宅とは・・・ 個人が自ら居住することを目的として建築した建物で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。 (1)新築・改修 居住者の2親等以内の者が所有するもの (2)購入 居住者の3親等以上の者が前所有者であったもの	【補助対象経費】 (1)住宅の新築に要する費用 (2)台所、トイレ及び風呂の改修費用 (3)簡易水道及び公共下水道への接続に要する費用 (4)その他、屋内での改修費用(※ただし簡易な改修費用は除く) 【補助金の額】 (1)新築 50万円。 (2)改修 補助対象経費の総額に10分の4を乗じて得た額で、上限20万円。	-	-	産業振興課 086-728-4412 sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp	8
	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	※農業体験研修修了後、1年以内の者。 ※研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額、125千円/月	-	-		1,2,3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/2を助成	-	-		4,7,8
	就業奨励金	新たに町内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(10万円)を支給する。	-	-		9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

岡山県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
久米南町	農地流動化推進事業	以下の全ての条件に該当するものとする。 ・久米南町内に住所を有する者 ・久米南町内の農地の契約であること ・農家経営における農地面積が、権利設定後50a以上を耕作している者 ・米穀の需給調整の目標に沿って生産していること ・借りた農地を保全管理(休耕)していない者(ただし、いつでも耕作できる状態に維持管理している者は除く)	農用地の流動化による経営規模の拡大と低コストの農業経営を推進するとともに、荒廃地を防止するために、利用権設定を受けた者に対し契約の初年度のみ補助金を交付する。 賃貸借契約の場合 ・認定農業者及びこれに準ずる農業者に対し、契約年数3年以上6年未満の者： 10,000円/10a ・認定農業者及びこれに準ずる農業者に対し、契約年数6年以上の者： 14,000円/10a ・上記以外の農業者に対し、契約年数3年以上6年未満の者： 8,000円/10a ・上記以外の農業者に対し、契約年数6年以上の者： 12,000円/10a ※使用賃貸借契約の場合は補助額が上記の1/3以内。	—	—	産業振興課 086-728-4412 sangyoshinko@town.kumenan.lg.jp	7
美咲町	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	※農業体験研修修了後、1年以内の者。 ※研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者)	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額：125千円/月	—	—	産業観光課 0868-66-1118 http://www.town.misaki.okayama.jp/	1.2.3
	就農奨励金	新たに町内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円)を支給する。	—	—		9
	濃農クラブ(帰農者支援事業)	定年帰農者及び新規就農者等、ブドウ栽培に意欲のある農業者	栽培技術の習得を支援する講座を年間に渡って開催	3月～4月頃(年間を通じて随時加入可)	30人程度		2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

広島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
広島市	「ひろしま活力農業」経営者育成事業	対象市町:広島市、安芸太田町 ①年齢は、18歳以上原則就農時45歳未満(昭和53年12月2日～平成16年12月1日生まれ) ②研修終了後、対象市町の斡旋する農地(3,000㎡程度)に野菜専作(施設野菜)で就農し、農地等の適切な管理を行うこと ③就農後、就農地域と協調した関係を築き、将来的には地域活動の運営に積極的に参画していく意志があること	基礎研修:野菜栽培の基礎の実習及び学科、先進農家で体験実習・視察(令和4年4月から1年間、月～金曜日の8:30～17:15まで) 実地研修:研修農場(就農予定地)での農業経営のシミュレーション(野菜専作)、栽培実習(令和5年4月から8カ月間) (就農支援(修了後):農地の斡旋、農業施設の確保、経営・技術指導 農業施設は農業協同組合が整備し、新規就農者へリースを行う。施設整備費の一部を補助 研修費用:実地研修での農機具費等の自己負担あり ※内容調整中のため、詳細は担当課へ問い合わせください。		5名以内 予定(広島市4名・安芸太田町1名)		2,4,7
	「スローライフで夢づくり」新規就農者育成事業	対象市町:広島市、廿日市市、熊野町、安芸太田町、世羅町 ①農地を有していないこと ②生産した農産物(野菜や花きなど)を、直売所等を通じて住民に供給できること ③対象市町に居住する者、又は、就農時に居住見込みの者 ④研修終了後、斡旋する農地(1,000㎡以上)に就農すること ⑤就農後、農地等を適切に管理し、就農地域と協調して活動できること	研修期間:令和4年4月から1年間、原則として週3回(詳細は調整中) 広島市農業振興センターほ場、先輩農家、市内直売所、中央卸売市場等 栽培の基礎実習(播種・育苗方法、農機具の使用方法、土壌の管理方法、出荷方法等)及び学科、先輩農家で視察 就農支援(修了後):農地の斡旋 研修費用:小農具等の一部自己負担あり ※内容調整中のため、詳細は担当課へ問い合わせください。		※調整中のため、詳細は担当課へ問い合わせください。	(公財)広島市農林水産振興センター農業担い手育成課 082-842-4421 http://www.haff.city.hiroshima.jp/info/hiroagri/	2,7
	ふるさと帰農支援事業	対象市町:広島市、竹原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、安芸太田町、世羅町、山口県和木町 ①対象市町に居住し、就農できる農地があること ②研修終了後、野菜や花きの生産販売農家として農業を行うこと	研修期間:令和4年4月から1年間、原則として週2回(詳細は調整中) 広島市農業振興センターほ場、市内直売所、中央卸売市場等 栽培の基礎実習(播種・育苗方法、農機具の使用方法、土壌の管理方法、出荷方法等)及び学科、農産加工 研修費用:小農具費等の一部自己負担あり ※内容調整中のため、詳細は担当課へ問い合わせください。		※調整中のため、詳細は担当課へ問い合わせください。		2
	「チャレンジ」女性農業者育成事業	対象市町:広島市、竹原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、安芸太田町、世羅町、山口県和木町 ①対象市町に居住し、就農できる農地があること ②研修終了後、野菜や花きの生産販売農家として農業を行うこと	研修期間:令和4年4月から1年間、原則として週2回(詳細は調整中) 広島市農業振興センターほ場、市内直売所、中央卸売市場等 栽培の基礎実習(播種・育苗方法、農機具の使用方法、土壌の管理方法、出荷方法等)及び学科、農産加工 研修費用:小農具費等の一部自己負担あり ※内容調整中のため、詳細は担当課へ問い合わせください。		※調整中のため、詳細は担当課へ問い合わせください。		2
	農業継承円滑化支援事業	広島市の市街地及びその周辺地域等において、高度な技術を生かした生産性の高い都市型農業の生産体制を維持していくため、農業経営に意欲のある後継者で、国の支援の対象とならない農業者を支援する。 (1)農業継承初期支援給付金 交付額 100万円/年(5年間を限度に交付) 対象者 認定新規就農者又はそれと同等の営農の達成が見込まれる者のうち、次の全ての条件を満たす者 ①国の農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付対象とならない者 ②農業を20年間継続する見込みの者 ③前年の農業所得が250万円未満の者 (2)農業経営に必要な施設の整備等に対する補助 対象者 農業継承初期支援給付金の交付を受けている者	(1)農業継承初期支援給付金 交付額 100万円/年(5年間を限度に交付) (2)農業経営に必要な施設の整備等に対する補助 ①ビニールハウスなどの農業用施設の整備 ②トラクターなど農業用機械の購入 補助率 1/2 限度額 対象事業ごとに100万円	-	-	農政課 082-504-2247 https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/120/	4
	リースハウス整備事業	農業協同組合に対し、広島市内の意欲ある農業者(ただし、農業振興地域の認定農業者又は認定新規就農者ではない者)にリースするビニールハウスの整備を支援する。	ビニールハウス資材費の20分の3を補助(上限額10万円)	-	-		4
呉市	新規就農者総合支援事業 (実践農業技術研修支援奨励金)	〈研修生〉 研修終了時の年齢が45歳以下の者で、研修終了後1年以内に呉市で独立自営就農を目指す者 〈研修先〉 呉市内の認定農業者で、呉市に研修計画を提出し、その計画が認められた者 ※ 事前に要相談	呉市に就農を希望する者が就農前に研修を行う際、研修受入先(呉市内認定農業者)に対して研修に係る費用の一部を助成する 〈研修期間〉 6ヶ月～2年以内 〈対象〉 研修を受け入れる呉市内認定農業者に助成助成額:1ヶ月8万円	随時	-		6
	新規就農者総合支援事業 (新規就農定着支援奨励金)	①60歳以下の者 ②農業専業経営を呉市内で新規に開始して5年以内の者又は親元就農して5年以内の者で、20a以上の農地について経営の主導権を持つ者 ③県立農業技術大学校を卒業した者又は同等の農業実務経験が1年以上あり、農業技術力のある者 ④5年以内に農業所得250万円以上となる実現可能な、営農計画を立て、実践すること ⑤奨励金の交付を受けた後、呉市内で農業専業経営又は親元での主導権を持つ営農を5年以上継続すること	〈補助対象〉 専門技術の習得、先進農業研修、設備の整備、農地の取得等に係る費用 〈助成額〉予算の範囲内で 新規参入者場合 事業費の10/10 但し、上限額100万円 後継者の場合 事業費の1/2以内で、上限額50万円	通年 (先着順)	3名	農林水産課(農業振興センター) 0823-77-0374 green@city.kure.lg.jp	3,4,7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

広島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
三原市	新規就農者研修支援事業	市内に住所を有する方で、次のいずれにも該当する方。 (1)研修修了後、市内で直ちに独立自営業就農する方 (2)市が指定する研修所の研修生の方 (3)研修開始時点で18歳以上45歳未満の方	支援対象：家賃、研修及び就農経費 補助金額：年間42万円以内 期 間：最大2年間 対象研修所： チャレンジファーム広島・三原農場	随時	1名		3.4
	振興作物生産拡大支援事業	次のいずれにも該当する方。 (1)市内農地に対象作物を作付け、出荷する農業者(個人及び法人) (2)生産数量目標に従って、適正な栽培管理を行い、生産する方	重点品目(ばれいしょ・キャベツ・わけぎ・トマト、ホウレンソウ、白ねぎ)の生産に取り組む農業者に対し、栽培資材費等の一部を補助。 交付金額 作付けを拡大した面積10aあたり ばれいしょ:2万円以内 白ネギ:5万円以内 キャベツ、ホウレンソウ(露地):4万円以内 わけぎ:12万円以内 トマト、ホウレンソウ(施設):12万円以内	随時	-	農林水産課 0848-67-6077 https://www.city.mihara.hiroshimajp/soshiki/26/	4
	農作物栽培用ハウス等導入事業	次のいずれにも該当する方。 ①市内在住で野菜、果樹、花きなどを栽培し、出荷する認定新規就農者又は認定農業者 ②面積200㎡以上で事業費100万円以上の農作物栽培用ビニールハウスなどの施設を市内に導入する方	栽培用施設導入経費(ビニールハウス、灌水施設、暖房・防風・防霜施設等)を助成します。 補助率 1/2以内(補助限度額200万円)	随時	-		4
尾道市	おのみち「農」の担い手総合支援事業 ・新規就農者経営安定支援事業	認定新規就農者 次の要件を全て満たすこと。 (1)生産に係る条件整備のための資材購入費で、運搬、労務、建設費は含まないこと。 (2)青年等就農計画へ記載する対象品目に係る栽培施設整備又は農業用機械の購入であること。 (3)事業費が15万円以上であること。 (4)中古の施設及び機械でないこと。 (5)栽培施設整備の場合、水稲、野菜及び花きはおおむね1a以上、果樹はおおむね3a以上であること。	青年等就農計画の達成を目的として、早期に経営を安定させるために必要な生産設備の整備事業 補助対象経費の50%以内 限度額100万円	年3回 予算の範囲内	-	農林水産課 0848-38-9473 https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/25/3423.html	4
福山市	農業用機械・施設整備支援事業(ふくやまブランド農産物生産拡大事業、やりがい農業実践事業)	(1)ふくやまブランド農産物生産拡大事業・園芸作物生産者団体等が実施する新規就農者等研修の修了者 ・市内在住で、研修修了後2年以内の者 (2)やりがい農業実践事業 ・県、市等が実施する農業研修の修了者 ・市内在住で、研修修了後2年以内の者 ・18歳以上67歳未満の個人	新たに機械・施設整備を行う就農者等の負担を軽減することにより、新規就農や施設化を促進し、市内産農産物の生産力の強化を図る。 (1)ふくやまブランド農産物生産拡大事業 ・研修修了者が、ふくやまブランド農産物の栽培を開始する際に導入する栽培出荷用機械・施設費を補助 ・補助率1/2以内 補助限度額90万円 (2)やりがい農業実践事業 ・研修修了者が、就農する際に導入する栽培出荷用機械・施設費を補助 ・補助率1/2以内 補助限度額30万円	-	-	農業振興課 084-928-1242 http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/nougyoushinkou/	4
	農業担い手研修	・70歳未満(研修年の4月1日現在) ・市内居住者、または居住見込みの者 ・研修修了後、農産物を販売する計画を持っている者	野菜、果樹栽培講習及び実習を実施 研修場所：園芸センター及び市内農家等 研修期間：4月から翌年3月までの1年間 ※原則として週1回(水曜日)午前9時30分から午後3時まで 研修費用：無料(保険料の負担あり)	2月	野菜部門 15人 果樹部門 10人		2
	女性農業者育成事業	(1)就農応援セミナー ・農業に関心のある女性 (2)農業現場見学会 ・農業に関心のある女性 (3)農業体験 ・市内で就農を希望する女性	(1)就農応援セミナー(例年9月開催予定) ・女性を対象とした就農セミナーを開催 (2)農業現場見学会 ・バスツアー形式での農業現場見学会を実施 (3)農業体験 ・篤農家等での短期研修を実施 ※事業の流れ(1)→(2)→(3)	-	-		2.6
府中市	地域振興作物生産支援事業	①市内に住所を有し、推奨作物(キャベツ等)を栽培する若しくは栽培しようとする者(法人を含む)又は推奨作物を栽培する若しくは栽培しようとする意欲的な農業者で構成された団体 ②推奨作物の栽培面積が10a以上拡大すること又は出荷・販売数量が10%以上向上することが見込まれること ③市税等に未納がないこと	栽培に必要な農業用機械等の導入又は整備に対する補助 【アスパラガス、キャベツ、白菜、ほうれんそう】 補助率1/2以内 【その他】 補助率1/3以内 限度額:100万円	-	-		4
	新規作物実証事業	①市内に住所を有し、新規作物(市内において販売実績がない又は栽培実績はあるが少量の栽培であるもの)を栽培する若しくは栽培しようとする者(法人を含む)又は新規作物を栽培する若しくは栽培しようとする意欲的な農業者で構成された団体 ②新規作物を栽培する面積が1a以上であること ③市税等に未納がないこと	新規作物の栽培に必要な種苗費、肥料費、農業費等に係る経費の補助 補助率1/2以内、限度額50万円	-	-	農林課 0847-43-7131	4
	ハウス資材等助成事業	市内に住所を有し、現に農業経営を行っている認定農業者及び認定新規就農者。又は対象作物を栽培する若しくは栽培しようとする意欲的な農業者で構成された団体等	水田を利用して、市の振興する作物(アスパラガス等)をハウス園芸又はハウス栽培で行う場合に必要となるハウス資材(建築面積200㎡以上)に要する経費 補助率1/3以内	-	-		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

広島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
三次市	認定新規就農者育成支援事業	三次市内に居住し、三次市内で農業を営む認定新規就農者 ①土地や資金等を独自に調達し新たに農業経営を開始する者(新規参入者) ②三親等以内の親族の農業経営を継承する者(経営継承者) ・農業経営開始日の年齢が、原則45歳未満であること。 ・農業経営開始日の属する年度から起算して3年以内であること。 ・認定新規就農者であること。	【栽培技術の習得及び備品等導入】 一人につき1回限り20万円 【施設及び植栽条件整備】 補助率:2/3、上限300万円 【機械導入】 ①補助率:2/3、上限200万円(地域おこし協力隊であった者は上限100万円) ②補助率:1/2、上限100万円(地域おこし協力隊であった者は上限50万円)	-	-		4
	研修受入支援事業	市内に居住する研修生又は受入農家 ①地域おこし協力隊でない、市が指定する研修機関において農業研修を行う研修生 ②市が指定する研修機関又は市が指定する研修機関から研修生を受け入れる認定農業者	①研修参加負担金、旅費、消耗品当、けんしゅうに必要な経費(備品は除く) 上限:30万円 ②人件費、消耗品費等、研修生受入れに必要な経費 上限:10万円	-	-	産業振興部農政課 TEL:0824-62-6164 FAX:0824-64-0172 nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp	3 6
	経営継承促進事業	市内に居住する認定農業者又は認定新規就農者。	施設、設備の改良又は改修事業。果樹等の改植 補助率:1/2、上限100万円	-	-		4
	認定新規就農者リースハウス等整備支援事業	市内に居住し市内で農業を営む、市が指定する研修機関にて研修を修了した認定新規就農者。	ハウス、ぶどう棚のリース料金 補助率10/10、上限単年度100万円	-	-		4
庄原市	新規就農者育成事業奨励金(経営開始型)	対象者 ①新規就農者総合支援事業(農業次世代人材投資事業)(経営開始型)の対象とならない経営開始直後の新規就農者 ②原則18歳以上45歳未満 ③青年等就業計画の庄原市の認定を受けた認定新規就農者 条件 ①庄原市に住所を有すること。 ②独立・自営就農、親元就農 ③市が行う新規就農者意見交換会等に参加すること ④他の同様な助成を受けていないこと	定額6万円/月(就業3年以内)	-	-	農業振興課 0824-73-1131 e-mail:nougyo@city.shobara.lg.jp	4
	新規就農施設等整備補助金	対象者 青年等就業計画の庄原市の認定を受けた認定新規就農者 条件 ①庄原市に住所を有すること。 ②独立・自営就農、親元就農3年以内 ③市が行う新規就農者意見交換会等に参加すること	新規就農者が農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な経費を補助する 補助期間:就業後3年以内 補助額:対象経費の2/5以内(経営継承は1/4)対象経費の上限は800万円	-	-		4
東広島市	東広島市新規就農者育成研修事業	市内に住所を有する者で、次の条件をすべて満たす者。 ①18歳以上45歳未満の者 ②高等学校を卒業した者またはこれと同等の学力を有し、研修の受講が可能となる者 ③研修開始までに市内に住所を有することができる人 ④研修の全期間について研修に参加でき、かつ、過所可能な者 ⑤研修修了後、市内で就業し、認定新規就農者(就業5年後の農業所得250万円を目指す者)を目指す意欲のある者	研修期間:2年間 研修場所:東広島市園芸センター、先進農家、その他 研修内容:野菜及び花きの栽培基本技術を習得するための実習、講義、視察等をもって構成する。	8月～12月 18日	2		2
	東広島市園芸日曜講座	近い将来、就農を考えている人や高校生以上の学生など、農業未経験の人	研修期間:4月～翌年3月、全12回、日曜日開催 研修場所:東広島市園芸センター 研修内容: (1)野菜栽培や就農準備などについて基礎的な講義を行う。 (2)園芸センターほ場で実物を前にして講習。	毎年3月	20		2
	東広島市野菜・花き・果樹生産講座	市内在住で農地があり、野菜・花き・果樹いずれかを出荷し、所得を得ようとする人	研修期間:1年間(月1回、年間12回程度) 研修場所:東広島市園芸センター他 研修内容:園芸作物の生産に関する栽培技術、経営について実習・講義を行う。	毎年3月	(野菜・花き)20 (果樹)10		2
	貸出用(経営拡大等)栽培施設購入費補助事業	農業者団体(株式会社等を除く。)及び農業協同組合	栽培施設において園芸作物の栽培を行う実需者(5年間以上継続して栽培を行う者に限る。)に対して貸し出す栽培施設(経営拡大等:床面積が180平方メートル以上のものに限る。)に係る次に掲げるものの購入に要する経費 (1)本体(骨組み及びビニール等の被覆資材をいう。) (2)附帯設備(かん水設備、換気設備、内張その他市長が別に定める設備であって、本体と合わせて貸し出すものをいう。) 経営拡大等:補助対象経費の2分の1に相当する額又は200万円のいずれか低い額。ただし、床面積180平方メートル当たりの補助金額は、40万円を限度とする。	-	-	東広島市園芸センター 082-433-4411 hgh334411@city.higashihiroshima.lg.jp	9
	新規園芸就農者経営基盤強化促進事業	農業協同組合	育成研修の研修生又は研修修了生であって、新たに販売を目的として野菜又は花きを栽培する農業を開始するものに貸与するための次に掲げるものの購入に要する経費 (1)床面積がおおむね1,000平方メートル以上の栽培施設の骨組み及びビニール等の被覆資材(設置に要する経費を含む。) (2)附帯設備 (3)農業用の機械器具(新たに開始する農作物の栽培に必要なと認められるものその他市長が定めるものに限る。) (4)客土(新たに開始する農作物の栽培に適していると認められるものに限る。) 補助対象経費の3分の2に相当する額以内の額又は1,600万円のいずれか低い額	-	-		9

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

広島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
廿日市市	廿日市市新規農業経営者育成事業	・研修開始時の年齢が、18歳から原則50歳未満の人 ・農業に対して、熱い思いを持ち、自ら学ぶ意欲のある人 ・研修終了後、直ちに廿日市市内に居住し、軟弱野菜栽培(ほうれんそう、こまつな)で廿日市市内に就農すること ・就農後、地域の方と協調し活動すること	①研修期間:2年間 ②研修場所:廿日市市佐伯地域・吉和地域 ③研修内容: ・1年目は先進農家やJA佐伯中央の研修農場などで栽培や経営の基本を学ぶ基礎研修、2年目は就農地で実際に営農を行う実践研修。 ・作目は、軟弱野菜(ほうれんそう、こまつな)に限定。 ・研修施設の利用料、受講料など研修にかかる費用は無料。2年目の実践研修については、機械・施設のリース料、資材等の負担が必要。 ・就農施設の整備にあたり、市の補助制度あり。 ・就農用農地の斡旋。 ・住宅の確保に対する相談。	-	2人	農林水産課 0829-30-9143 http://hiroshima-nougyou.jp/area-info/hatsukaichi/	2.4.7.8
安芸高田市	農業後継者育成支援事業	広島県立農業技術大学校へ入学し、将来管内で新規就農を予定する者で、次のすべての要件を満たす者 ①JA広島北部管内高校を中心とした卒業者 ②JA広島北部管内に住所のある者 ③心身ともに健全であること ④年齢は28歳以下	・大学校の授業料・学生寮費・学習経費・寮食費に限り2年間助成 ・新規就農に至るまでの経営基盤整備、資金、施設導入に係る指導・支援を実施する ・育成期間は5年間の就学及びJAにおける3年間の現場実務研修。ただし、大学校卒業時及び現場実務研修中に新規就農が計画された場合その限りでない。	7~12月	3名程度		3
	野菜等生産振興対策事業	出荷する施設野菜を栽培する者	パイプハウス1棟100㎡以上。 資材代の30%を補助。 補助金の上限は150万円。 付帯施設を含む。	4~10月	上限なし ※ただし、予算の範囲内での交付とする。	産業振興部地域営農課 0826-47-4021	4
	安芸高田市「アグリセミナー」	JA広島北部管内在住の方	野菜全般 野菜等の栽培知識・技術取得(野菜、果樹の新品種紹介から栽培まで) 研修期間 10か月(5月~翌年3月)4コース全23回	・野菜コース定員無 ・現地研修、加工品コース 各回15人	各回の1カ月前		2
江田島市	江田島市農業用ハウス設備事業	江田島市新規就農研修を修了した方のうち、市内に住所を有しており、かつ、研修終了日の属する月から起算して5年を経過した月の属する年度までの者で、農業次世代人材投資事業(経営開始型)の受給をしない方	農業用ハウスの新設、建替え、改修及び付帯施設の更新に係る経費の一部を補助。 補助率 3/4以内 800万円を限度 建替え等 1/2以内 200万円を限度	-	-	農林水産課 0823-43-1642 http://www.city.etajima.hiroshimaj.jp/cms/articles/show/535	4
	江田島市農業体験事業	農業に強い意欲を持つ方で、江田島市内で新たに就農を希望する方	①研修期間:1週間以内(1日以上) ②対象作物:野菜(きゅうり)、花き(菊、トルコギキョウ) ③研修場所:江田島市内の生産農家、研修施設等 ④研修内容:将来、江田島市で就農を考えている方を対象に、新規就農への動機付けを明確化するために、農業に関する基本的な体験を実施します。 また、江田島市新規就農研修生事業の申し込みには、農業体験を修了することが、条件となります。	通年	特に定めていない	農林水産課 0823-43-1642 https://www.city.etajima.hiroshimaj.jp/cms/articles/show/7325	1
	江田島市新規就農研修生育成事業	①農業体験を修了した方 ②研修修了時に50歳未満で1年以内に江田島市内で就農可能な方 ③研修期間中及び研修修了後、江田島市に居住可能な方 ④農業経営に対し強い意欲がある方	①研修期間:原則1年(最長2年) ②対象作物:野菜(きゅうり)、花き(菊、トルコギキョウ) ③研修場所:江田島市内の生産農家、研修施設及び短期的な広島県内の研修先 ④研修内容 (1)先進農家研修又は研修ハウスにおける農業実践研修(栽培管理実習等) (2)農業基礎研修(土壌、農薬など農業の基礎知識の座学研修等) (3)経営管理研修(経営計画づくり等) (4)流通研修(卸売市場にて研修) (5)その他(市内農業者との交流等)	令和3年5月20日(木)~令和3年11月30日(火)	1~2名	農林水産課 0823-43-1642 https://www.city.etajima.hiroshimaj.jp/cms/articles/show/7326	2
安芸太田町	営農用施設機械器具整備事業	①新規就農者、農業生産法人、認定農業者 ②安芸太田町内外で野菜などを出荷、販売されている方か、これから出荷、販売される方	①ビニールハウスの整備に要する経費を補助。1施設規模が100㎡以上で耐雪型で新設、または設置から5年以上経過したビニールの張替に要する経費を補助。 補助率1/2以内、限度額150万円 ②ビニールハウスの整備に要する経費を補助。1基当たりの規模は30㎡以上で新設、または設置から5年以上経過したビニールの張替に要する経費を補助。 補助率1/2以内、限度額20万円	随時	予算の範囲内	産業観光課 0826-28-1973	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

広島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
北広島町	認定就農研修生研修支援 (新規就農総合対策事業)	町の認定就農研修生 (申請時原則39歳以下)	①先進農家研修(研修終了後、独立自営就農する) 月額150,000円 ※国費による支援を受ける場合は半額支援 ②法人等研修(研修終了後、受け入れ法人等の構成員となる) 月額150,000円 ※国費による支援を受ける場合は半額支援	9月1日～ 11月30日	2名	農林課 050-5812-1857 https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/	2
	就農時初期投資支援 (新規就農総合対策事業)	町の認定就農研修生 (申請時原則39歳以下)	認定研修生が就農時に必要な初期投資、または研修生を受け入れた法人等が当該研修生を常時雇用するために必要な一定のビニールハウスまたは農業用機械を導入する場合。事業費の1/2補助。上限500万円。	-	-		4
	就農後経営安定支援 (新規就農総合対策事業)	町の認定就農研修生 (申請時原則39歳以下)	認定研修生が就農後、経営が安定するまでの間(5年限度)、経営安定支援金を交付。	-	-		4
	就農時初期投資支援 (新規就農総合対策事業)	町の認定就農研修生 (申請時原則39歳以下)	農業技術大学校において、大型特殊免許を取得するための農業機械士養成研修受講料を補助する。	-	-		3
	就農後経営安定支援 (新規就農総合対策事業)	研修受入農家	認定研修生の実地研修を受け入れる先進農家への謝金 月額42,000円	-	-		6
大崎上島町	新規就農支援事業	①概ね就農5年目までの新規就農者(農業次世代人材投資資金交付対象者) ②新規就農者の営農指導等研修を受け入れる農家	①就農初期に必要な農業用機械整備に対する補助 補助率1/2、限度額100万円 ②新規就農者の月に10日以上研修を受け入れる農家への指導支援金 研修生1名当り月額2万円	-	-	地域経営課 0846-65-3123 nosui01@town.osakikamijima.lg.jp	3.4
	U・Iターン農業従事者支援事業	【対象者】 申請時に55歳以下のU・Iターン者で ①認定農業者又は農業生産法人で月に10日以上研修を受ける者 ②農地の所有権又は利用権を有し、農業経営収支を自ら管理し、農産物売上が年間50万円以上又は全収入の20%以上を占める者 【条件】 事業終了後3年間は町内から転出しないこと	①月額65,000円(最長12か月) ②月額30,000円(最長24か月)	-	-		3.4
世羅町	世羅町ニューファーマー支援事業	①50歳以上60歳以下で「人・農地プラン」に位置付けられ新規で独立・自営就農する認定新規就農者 ②50歳以上60歳以下で「人・農地プラン」に位置付けられ親元就農する者で、新規で独立・自営就農する者同様の経営リスクを負って経営を開始し、事業完了後1年以内に事業継承又は独立した部門経営を行う認定新規就農者 ③認定農業者(個人)が、5年以内に認定農業者となりその事業を継承する60歳以下の者を雇用する場合 ④認定農業者(法人)が、5年以内に組織の役員となりその事業を継承する、または執行役員に選任される60歳以下の者を雇用する場合 ⑤認定農業者(個人・法人)に雇用され、事業完了後おおむね1年以内に認定農業者として営農開始する場合 事業対象者は申請時または事業実施後5年以上、町内へ住所を置くこと	助成額:上限12.5万円/月、(150万円/年) 夫婦の場合1.5倍 最長5年間	随時	2人	産業振興課 0847-22-5304 http://www.town.sera.hiroshima.jp/index.html	4.5
	世羅農業人材育成支援事業	・新規就農希望者(Uターン・Iターンで世羅町内での就農を目指す概ね45歳以下の者) ・普通自動車免許を取得している者	世羅町での就農を目指す概ね45歳以下の新規就農希望者を対象に、就農に必要な技術や知識の習得を支援する研修を行い、世羅町の農業の担い手を育成する。 研修期間:原則1年間か2年間 研修内容:先進農家での実践研修及び座学研修、大型特殊等の免許取得 国の農業次世代人材投資資金(準備型)事業を活用するものに対し、準備型の給付期間を上限として、2万5千円/月を支給、研修中に民間賃貸住宅に入居の場合上限1万/月を支給 学費:無料(研修に係る交通費、食費、作業服は個人負担とする)	入学時期:4月、10月	3人		2.3.6
	世羅農業経営ソリューション・パワー創造実践支援事業	認定新規就農者	①経営課題の解決策を実践する活動として、施設・機械の整備やソフト事業の助成 補助率:1/2以内、限度額:300万円 ②認定農業者が雇用者向け住宅整備のために、空き家を改修する費用の助成 補助率:限度額:家屋・土地の購入費用1/5で70万円、工事経費1/5で30万円を併せて最高100万円	前年度の11月中 申請時期:5月以降	-		-

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

広島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
世羅町	せら農業体験	世羅町に在住者を主とする世羅町での就業及び定住を検討している20歳から40歳までの者	野菜の収穫体験、産直市視察、地元食材を使っている飲食店での食事、農家民宿での宿泊(1泊2日)、就業相談を秋に実施	7月～9月初旬	2人	産業振興課 0847-22-5304 http://www.town.sera.hiroshima.jp/index.html	1.9
	世羅町農林業振興対策事業	認定新規就農者 認定農業者 集落法人など	①トラクター、田植機、コンバインのリース料の25%(上限40万円) ②トラクター、田植機、コンバイン、格納庫の事業費の25%(上限200万円) ③管理機アタッチメント事業費の50%(上限200万円) ④ビニールハウス導入費の50%(上限200万円) ⑤ビニールハウスリース料の50%(上限40万円) ⑥アスパラ苗代、植栽整備事業の50%以内 ⑦ぶどうの植栽、苗代の50%以内 ⑧6次産業加工施設の事業費の50%(上限50万円) ⑨キャベツ、アスパラ、白ネギ用農業機械の事業費の50%(上限50万円) ⑩キャベツかん水施設の事業費の50%(上限50万円) ⑪アスパラかん水、防風ネット事業費の50%(上限50万円) ⑫アスパラに係る雇用賃金の25%(上限20万円)	前年度の11月中	19経営体		4.5
神石高原町	新規就農者支援事業 (農地取得及び利用権設定補助)	営農計画の対象となる土地を30a以上購入又は利用権設定をする新規就農者支援事業該当者又は認定新規就農者 土地購入又は利用権設定をする者については、新規就農者支援事業の対象者として認定された者又は青年等就農計画の認定を受けた者を対象とする。(親族間の売買、耕作放棄地で地目のみ農地のものは対象としない。新規認定を受けた日から最大1年間を経過する日までに所有権移転登記又は土地利用権設定を完了した農用地。)	①土地購入 営農計画の対象となる農地売買契約の1/2を限度とし、補助金限度額は田10a当り300,000円、畑200,000円以内 ②利用権設定 10a当り30,000円	随時	-	産業課 0847-89-3337 http://www.jinsekigun.jp/town/introduction/formation/sangyou1/	7
	地域農業集団等活性化機械共同利用事業 (認定新規就農者を対象とする機械補助)	町内に居住し、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者	①補助率 事業費の30%以内 ②補助金限度額 認定農業者・認定新規就農者 1,000,000円 ③申請書受付 7月末日まで	7月末	-		4
	ビニールハウス設置事業 (新規就農者分)	町内に居住し、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者で、農業次世代投資資金(準備型)の受給者又は神石高原マル豊とまと新規就農者育成研修修了した(又は修了見込)の者	①新規トマト用ビニールハウス10a以上設置 ②対象資材 ・ビニールハウス ・ビニールハウスと一体的に設置する灌漑施設(ポンプは対象としない)、防虫ネット、遮光資材及び付属品が対象。 ③補助率 事業費の1/2以内 ④補助金限度額8,000,000円又は6,400円/mのいずれか低い額	神石高原町まる豊とまと新規就農者育成研修の2年度研修生までが申込可能	-		4
	養液土耕栽培普及事業 (新規就農者分)	町内に居住し、ビニールハウス設置事業補助金の交付を受けた者	補助率 事業費の50%以内。 限度額 800,000円 ただし、新規設置に限る。(増設、移転等は対象としない)	-	-		4
	神石高原町まる豊とまと新規就農者育成研修支援事業	神石高原まる豊とまと新規就農者育成研修事業 研修生選考審査会で選考された者であって受講を終了した者	模擬経営研修100,000円/月(4月～12月) 模擬経営での販売収入は研修生の収入となります。 独立自営就農する際の農地整備、水源確保等については、別途補助制度があります。	-	-		2, 3
	まる豊とまと栽培普及事業	認定新規就農者でまる豊とまとの生産出荷を行う者	とまと栽培経営初年度のみ苗代の1/2以内	-	-		4
	ぶどう栽培普及事業	ぶどう栽培による青年等就農計画の認定を受けた新規就農者又は認定が見込まれる者	ぶどう棚等の1/2以内 限度額4,000,000円 防除用機械、灌水施設 1/10	-	-		4

支援分野の内容は、1. 就業相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山口県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
下関市	新規就農者確保加速化事業	①就農体験支援:下関市への就農希望者 ②体験指導農家支援:就農体験者を受け入れる個人、法人又は任意団体	○補助対象事業:本市への就農希望者に対し、就農体験を行う事業 ○補助金額:①月額125千円、②月額60千円 ○助成期間:①、②共通 原則1か月(おおむね20日)以上、最長6か月以内	令和4年1月末 ※令和3年度限り	予算の範囲内		9
	あぐりチャレンジ推進事業	下関市への就農希望者	本市への就農希望者に対し、地域の青年農業者等のもとでオンラインを含めた農業体験等を実施。 ※参加料無料、体験期間は1品目5日程度、最長15日以内	随時	—	農林水産振興部農業振興課 083-231-1228	9
	新規就農者受入体制整備事業	JA生産部会等の一員として営農を開始する新規就農者	○補助対象経費:受入団体(JA生産部会等)が新規就農者へ貸与する施設や機械器具等の整備に要した経費 ○補助率:対象経費の1/2以内(補助金上限額1,500千円以内)	随時	予算の範囲内		4
宇部市	農作業体験	就農相談者	就農相談者の希望に応じて、市内の農業者のもとで農作業体験を実施。 ※受入農家は市で調整。	随時	制限なし ※品目や時期によっては体験不可となる場合あり。	農業振興課 0836-67-2822 https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/sangyou/nougyou/1006027/1006029/1006030/index.html	2
	新規就農者サポート事業費補助金	新規就農者	・ビニールハウス、農業用機械等の整備費用の1/2を補助(上限250万円)	随時	制限なし	農業振興課 0836-67-2822	4
	万農塾(農業研修交流施設)の設置	研修終了後に市内で就農・就業を希望する者等	農業研修交流施設「万農塾」の農場において、農業体験から、基礎的な知識や技術、機械の操作方法等の習得など、希望者のレベルや要望に応じて履修 ○研修期間:1年～最長2年間 ○栽培科目:個人の希望を取り入れ、地域における産品を推奨 (例:はなつくりー、アスパラガス、トウモロコシなどの野菜等) ※研修後の就農支援 ・農地の斡旋等及び卒業生等との連携調整など ・販売支援(直売所やレストラン等との連携)等	随時	不定	農業振興課 0836-67-2822 ※補こもれびの郷HP https://www.komorebinosato.net/bannoujyuku	2
山口市	新規農業就業者定着促進事業一施設・機械器具 整備支援	認定新規就農者または認定就農者で、農業開始後3年以内の者	営農に必要な施設及び機械器具の整備に係る経費 事業主体:農業協同組合又は農業公社等 補助率:事業費の1/2以内(上限50万円) ※対象者と実施主体とのリース契約	通年	人数制限なし(予算の範囲内)		4
	新規農業就業者定着促進事業一定住支援事業	新規就農者、新規就業者	新規就農、就業者の定着、定住を支援するため、家賃の一部を支援するもの 補助額:3万円又は月額家賃の1/2のいずれか低い額 補助期間:3年間	通年	人数制限なし(予算の範囲内)		9
	収益力向上対策ハウス支援事業	青果市場、道の駅等へ所得向上が見込める多様な作物(野菜・花き類・種苗等)を出荷をする生産者	農家の所得向上が見込める多様な作物(野菜・花き類・種苗等)の栽培用ハウス資材経費等及び既設の栽培用ハイハウス等の再利用に要する設備経費を支援するもの 事業実施主体:農業協同組合又は農地所有適格法人 補助率:ハウス資材経費等の1/2以内(上限500万円) ※事業実施主体が農業協同組合の場合は、対象者とのリース契約	通年	人数制限なし(予算の範囲内)	農林政策課 083-934-2891 https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/64/2769.html	4
	担い手経営革新加速化支援事業	人・農地プランの中心経営体、農地中間管理事業の受け手農家で機械から農地を借り受けている農業者、認定農業者	①農業経営の改善に資するICT機器の購入、ICTクラウドサービスの利用に要する経費で圃場管理、生産管理に必要と認められるもの ②農業施設・機械の購入に要する経費で営農に必要と認められるものについて支援するもの 補助率: ①事業費の1/2以内(上限50万円) ②事業費の1/5以内(上限30万円)	4月1日から先着順	人数制限なし(予算の範囲内)		4
	おいでませ農の担い手確保事業	山口市での就農・就業に興味のある市外在住者	市内農家・法人が提供する短期間の農業体験プログラムを調整するもの 【定住促進部局予算】 補助額: 中学生以上1人1泊当たり 1万円 小学生1人1泊当たり 5千円 (上限3泊以内、5万円)	通年	人数制限なし	農林政策課 083-934-2891 https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/64/82310.html	1
	新規就農者技術習得施設運営事業(徳地チャレンジ農場)	新規就農希望者	新規就農希望者(認就農者)を対象に栽培に必要な技術等を習得するための実践的な栽培研修を行うもの ○研修期間 2年間(4月1日研修開始) ○研修品目 いちご、やまのいも、ピーマン、水稲	随時	未定	農林政策課 083-934-2891 https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/64/2778.html	2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山口県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
萩市	農業スタートアップ応援事業 (就業準備支援事業)	認定新規就農者、法人就業者	新規就業者に対して、就業時に就業準備金5万円を補助する。(1人につき1回) ※夫婦共同経営の場合は、補助額を1.5倍とする。	随時	予算の範囲内	農政課 0838-25-4192 http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/45/	4
	農業スタートアップ応援事業 (賃貸住宅家賃支援事業)	認定新規就農者、法人就業者、農業研修生	新規就業者に対して、賃貸住宅の家賃の一部を補助する。 月額家賃の1/2以内 上限2万円 最長3年間	随時	予算の範囲内		8
	農業スタートアップ応援事業 (UJターン家族就業支援事業)	認定新規就農者、農業研修生	市外からのUJターン就農者に対し、18歳以下の子ども(扶養者)の人数に応じた補助金を交付する。 18歳以下の扶養人数 1人の場合:5万円/月 2人の場合:1万円/月 3人以上の場合:1万5千円/月 最長3年間	随時	予算の範囲内		3.4
	農業スタートアップ応援事業 (ふるさと再生救回帰応援事業)	農業研修生、新規就農者、定年帰農者、農業研修生を受入れる指導農家	国や県の支援制度の対象とならない農業研修生及び新規就農者等に対し、就業研修期間及び経営の不安定な就業初期段階の所得補完のための補助金を交付する。 また、就業希望者を受け入れて農業技術研修を行う指導者に補助金を交付する。 39歳以下:10万円/月 55歳以下:5万円/月 ※夫婦共同経営の場合は、補助金額を1.5倍とする。 研修指導農家:1万円/月 最長3年間	随時	予算の範囲内		3.4.6
	地域重点作物規模拡大支援事業	認定新規就農者、認定農業者等	農地をフル活用し、需要が高く収益性の高い作物の規模拡大により、儲かる農業を実践する農業者を支援する。 ○内容:地域重点推進作物(たまねぎ、かぼちゃ、トマト、ブロッコリー、ねぎ)の規模拡大面積に応じて、種苗費、肥料・農薬代の経費の一部を補助。 ○補助金額 補助対象経費の30%~最大50%以内を補助 最長3年間	-	予算の範囲内		4
	儲かる農業経営体モデル確立支援事業	認定新規就農者、認定農業者	生産性の向上や付加価値の向上等、意欲ある経営体の新たな取組を支援することにより、収益性の高い経営モデルを確立する。また、取組成果を経営体に波及させることにより「儲かる農業」を実現する。 ①ハード支援 ○補助対象 農業用機械・施設、農産物の加工機械・施設等の導入経費 ○事業費 ・認定農業者 事業費1/3以内(上限100万円) ・認定新規就農者 事業費1/2以内(上限150万円) ②ソフト支援 ○補助対象 新商品開発、販売力強化、販路拡大、新品种・栽培技術導入 ○事業費 事業費1/2以内(上限50万円)	随時	予算の範囲内		4
	空きハウス等農業資源フル活用補助金	認定新規就農者	産地が必要とする担い手を確保するため、離農希望者等が有する経営資源を就農希望者に対し円滑に継承し、新規就農者の初期投資の軽減を図ることにより、萩市で農業経営しやすい環境を整備することで、経営の安定と農業経営の定着化を図る。 ○補助率 補助対象経費の1/2以内(上限200万円)	随時	予算の範囲内		4.7
	セカンドキャリア就農支援補助金 (セカンドキャリア就業準備補助金)	萩市に居住し市内で農業経営を開始または農業法人に就業する者(55歳以上65歳未満)	萩市において、定年による退職等を機に新たに農業経営を始めようとする定年帰農者等を、地域農業の担い手へと誘導し、農業の誘致促進及び担い手確保を図るため、地域の担い手として活躍しようとする方が就農に必要な経費等に対して補助金を交付する。 ○対象経費 研修費、農具費、資材費、機械等修繕料、資格取得費等 ○補助率 1/2以内(上限30万円)	随時	予算の範囲内		3.4
セカンドキャリア就農支援補助金 (セカンドキャリア就業準備補助金)	農業研修生又は独立・自営就農者(55歳以上65歳未満)、農業研修生を受け入れる研修指導者	国及び県の支援対象に該当しない農業研修生及び独立・自営就農者に対し、まだ不安定な農業所得を補完するための補助金を交付する。 ○農業研修生 5万円/月(最長2年) ○独立・自営就農者 5万円/月(最長3年) ○半農半X等準主業農家 2万5千円/月(最長3年) ○研修指導者 1万円/月(最長2年)	随時	予算の範囲内	3.4.6		

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山口県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
防府市	新規就農支援事業	・認定新規就農者等のうち就農5年以内の者 ・青年等就農計画に即した事業内容であること	新規就農者が就農初期段階で必要とする農地の整備又は施設若しくは機械の取得等に要する経費を支援。 補助率：総事業費の1/2以内(上限50万円)	随時	無し(予算範囲内)		4
	新規就農者定着支援事業	<補助対象者> ・平成29年度以降に就農した認定新規就農者等のうち、原則就農3年以内の者 ・防府市に住民登録している者 ・市税の滞納がない者 ・補助対象住宅の賃借契約又は売買契約を締結している者 <補助対象住宅> ・空き家バンクに登録されている住宅又は市長が認める住宅 ・補助対象者の父母、配偶者、配偶者の父母の所有ではない住宅 ・就農する農地の近隣に所在する住宅	新規就農者が農地の近隣に居住するために必要な住宅の家賃や改修費用の一部を補助する。 1 住宅家賃 ・家賃の月額(上限3万円) ・補助期間は通算36月以内(入居日が月の初日及び退去日が月の末日である場合を除き、入居月と退去月を含めない。) 2 住宅改修 ・総事業費の1/2以内(上限100万円) ・補助対象者1人に対して1戸限り	随時	無し(予算範囲内)	農林水産振興課 0835-25-2358 https://hofumirai.com/	8
	新規就農者ステップアップ事業	<補助対象者(以下の条件を満たす者)> ・認定農業者 ・農業次世代人材投資事業(経営開始型)交付期間終了後5年以内の者 ・交付期間終了後経営拡大向け、農大での事後研修に参加する等意欲のある者	農業経営改善計画に即した規模拡大に必要な施設、機械の整備を支援する。 ・総事業費の3/10以内 ・補助金額上限100万円 ・50万円以上の施設、機械	随時	無し(予算範囲内)		4
下松市	新規就農者支援事業	認定新規就農者	青年等就農計画に即した農地、機械等の整備に係る費用及び種苗購入費の補助 補助率：1/2(種苗購入費：1/4) ※単年度の1人当たりの補助金の上限額は、300千円	随時	予算の範囲内	経済部 農林水産課 0833-45-1844 https://www.city.kudamatsu.lg.jp/nourin/keizai/nourin/kakari/nouseisuisan/nougyou/nougyou-nougyousien.html	4
岩国市	新規就農者経営安定対策事業	本市の区域内において就農する認定新規就農者	農産物の生産、加工等の経営開始若しくは改善に必要な機械・施設の購入又は農地等の改良・造成に係る費用を支援。 就農した年度から3年間を補助対象とし、当該年度に要した補助対象事業に係る総事業費の2分の1以内の額を補助(3年間の補助は200万円を限度)。	随時	予算の範囲内	産業振興部農林振興課 0827-29-5113 https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/42/	4
	担い手農家育成奨励補助金	新たに農地の賃借権を設定し、経営面積が40a以上になる農業者	利用権設定の年数に応じて補助金を交付(設定初年度のみ) 3～5年 5,000円/10a 6～9年 10,000円/10a 10年以上 20,000円/10a	随時	—		7
	飼料作物栽培推進事業補助金	畜産利用を前提に飼料作物を栽培した農業者	種子購入代金に要する経費の一部を補助 補助率50%以内	随時	予算の範囲内		4
光市	光市就農促進事業	新規就農者等を雇用する法人等	新規就農者を雇用する法人に対して助成。 就業後5年間 360千円/年・人	随時	—	経済部農林水産課 0833-72-1494	5
	光市ひとしごと定住総合支援事業	市内に転入し、新規就業者の事前研修を目的とした国県事業の事業採択又は採択見込みの者及びその後就農を開始した者	1 移住・定住奨励金 (1)移住奨励金 研修生一人あたり200千円支給。 ※夫婦の場合100千円加算 (2)定住奨励金 新規就業者一人あたり200千円支給。 ※夫婦の場合100千円加算 2 家賃助成事業 家賃1/2助成(月額25千円上限) ※研修開始後、最長3年間	随時	—	経済部農林水産課 0833-72-1494 https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/norin/jigyosha/2/2556.html	9
長門市	就農円滑化対策事業(施設・機械器具整備)	認定就農者および認定新規就農者で65歳未満の者	新規就農希望者の実践的な研修に必要な施設及び機械器具、新規就農者の経営開始に必要な機械器具等を整備する場合に必要な経費を補助する。 上限50万円、補助率1/2	随時	予算の範囲内		4
	就農円滑化事業(借家賃借料補助)	市外からの転入者で研修計画又は青年等就農計画の認定が見込まれる者	借家賃借料1カ月分、3万円を上限とし3年を限度に補助する。	随時	予算の範囲内	経済観光部 農林水産課 農業振興班 0837-23-1139 https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/	8
	就農円滑化対策事業(農地借地料補助)	市外からの転入者で研修計画又は青年等就農計画の認定が見込まれる者	農地の借地料として、1人当たり50a(10aあたり5,000円以内)を上限とし3年を限度に補助する。	随時	予算の範囲内		7
	就農円滑化対策事業(新規就農奨励金)	市外からの転入者で研修計画又は青年等就農計画の認定が見込まれる者	対象者へ30万円を支給。	随時	予算の範囲内		9
	就農円滑化対策事業(法人就業支援)	45歳未満の者を雇用した法人	1人につき年額30万円を3年を限度に支給する。	随時	予算の範囲内		9
柳井市	農業インターンシップ事業	傷害保険に加入すること。	柳井市内の農業法人等の下で就業体験を行い、農業法人等への就職がどのようなものであるか等具体的なイメージを持っていただくもの。実施日数は7日以内。受入れ先法人は市で調整し、報酬や就業規則は受入れ先法人との契約による。	随時	予算の範囲内	経済部農林水産課 0820-22-2111(代) norinsuisan@city-yanai.jp https://www.city-yanai.jp/soshiki/14/2nougyouinternship.html	2
	市内に就農予定者農業大学校授業料等補助	農業大学校卒業または就農支援塾卒業見込みで、卒業後速やかに柳井市内に就農する学生	卒業年度の年間授業料の1/2を上限に補助(教材、資格取得経費は除く) 学生寮または就農支援塾の卒業年度の年間施設利用料の内、宿泊費及び共益費の1/2を上限に補助	随時	予算の範囲内		3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山口県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
美祢市	はじめてみ～ね農業応援事業 (県立農業大学生学費補助金)	市内出身で農業関係での就業を希望する県立農業大学生	県立農業大学の授業料全額を補助。最長2年	随時	定めなし (予算の範囲内)	建設農林部 農林課 0837-52-1115 http://www.2.city.mine.lg.jp	9
	はじめてみ～ね農業応援事業 (就農支援塾受講料補助金)	市内に居住し就農を希望する者	やまぐち就農支援塾の短期研修等の受講料を全額支援	随時	定めなし (予算の範囲内)		3
	はじめてみ～ね農業応援事業 (現地研修事業補助金)	農業大学校又はやまぐち就農支援塾に籍を置く者	対象者が市内での研修に係る費用(宿泊費)の一部を支援(限度額60,000円/回)	随時	定めなし (予算の範囲内)		3
	はじめてみ～ね農業応援事業 (就農定住促進事業補助金)	市内に居住し、かつ美祢市内に就農後5年以内の者(法人就業も含む)	①就農後5年間の家賃補助。上限20,000円/月 ②リフォーム費用補助。上限1,200,000円 ※①と②を合わせて上限1,200,000円	随時	定めなし (予算の範囲内)		8
	はじめてみ～ね農業応援事業 (就農円滑化対策事業補助金)	市内に居住し、かつ美祢市内に就農後5年以内の者(法人就業も含む)	対象者(法人)が営農に必要な施設・機械の整備に係る経費の一部を支援 補助金上限500,000円以内、補助率1/2以内	随時	定めなし (予算の範囲内)		4
	はじめてみ～ね農業応援事業 (Uターン等就農奨励金)	市外から転入してきた者で、かつ経営農地面積が30a以上ある者	一律50,000円(1回限り)	随時 (転入後5年以内)	定めなし (予算の範囲内)		4
周南市	新規就農者パッケージ支援事業	周南市新規就農者パッケージ支援事業募集要領により認定された者 【対象者】 周南市内で独立・自営で就農しようとする40歳未満の者	農業を始めるために必要な「栽培技術の習得」「農地の確保」「機械・施設の整備」「住居の確保」をパッケージで支援。 【栽培技術の習得】 農業大学校や先進農家で約2年間研修(研修時の家賃補助は※1参照)。 【農地の確保】 農地中間管理機構を通じて、10年以上の賃借可能な農地を斡旋。 【機械・施設の整備】 市が整備したビニールハウスや農業用機械を、最長10年間レンタル(詳細は※2参照) 【住居の確保】 市の遊休施設や一般の遊休家屋を中心に安価な借家を斡旋。 ※1 新規就農者住宅支援事業(研修生住宅支援事業) ※2 周南市新規就農者営農定着支援事業	通年	3名程度	産業振興部農林課 0834-22-8356 http://www.city.shunan.lg.jp/so-shiki/33/	9
	周南市新規就農者営農定着支援事業	市内に住所を有する認定新規就農者で、就農後5年以内の者。 施設を設置する農地は、農地中間管理事業により、10年以上の使用賃借権が設定された農地とする。ただし、自己が所有、又は親族が所有する農地以外の農地とする。	山口県「新規就業者等産地拡大促進事業」を活用し、市が整備した農業用施設等を対象者へ貸出する。 【貸出し期間】 貸出し開始年度を含めて10年とする。 【使用料の支払い】 施設等の取得価格から、市補助金相当額を除いた額を、使用開始年度から貸出し期間において分割払いとし、年度末までに当該年度分を支払うものとする。	-	同一品目で3名以上		4
	新規就農者住宅支援事業 (新規農業就業者住宅支援事業)	集落営農法人等	集落営農法人等が、新たに就農者を雇用した際の住宅確保に係る経費を補助。 【補助率】 住宅の借料の1/2以内(25千円/月限度)、最長5年。	通年	-		8
	新規就農者住宅支援事業 (研修生住宅支援事業)	周南市新規就農者パッケージ支援事業募集要領により認定された者	やまぐち就農支援塾担い手養成研修又は先進農家現地研修のうち、いずれか最長1年間住宅確保に係る経費を補助。 【対象家屋】 やまぐち就農支援塾担い手養成研修の場合、市内の住居。先進農家現地研修の場合、研修先近隣の住居。 【補助率】 住宅の借料の1/2以内(25千円/月限度)	-	-		8
	農産物産地化支援事業	市内に住所を有し、市内にある農地において耕作を行っている農業者 補助要件 ア)同一品目で500㎡以上栽培 イ)補助事業を利用して栽培した指定品目を市内の直売所等に出荷すること	市の指定する特定品目を栽培する場合の種苗購入費を補助。 【補助率】 ・種苗費1/2以内 ・一人につき同一品目年間200千円限度。 ・初回交付年度から最長5年間。 【特定品目】 トマト、わさび、いちご、ほうれんそう、りんどう	通年	-		4
	農家レストラン・農家民宿開業支援事業	次のいずれにも該当する者。 ・市内に住所を有し、かつ市が認定する青年等就農計画において、将来の農業経営構想として、農家レストラン・農家民宿を位置付けている者 ・青年等就農計画を市が認定してから10年以内の者 ・補助対象者及び同一家庭に居住する者の全員が市税その他市に対する債務を滞納していない者 ・市の推進するグリーン・ツーリズム事業に積極的に参加できる者 ・地元産の農林水産物を食材として積極的に活用する者	農家レストランや農家民宿の開業に要する経費を補助。 【補助率】 1/2以内(1,500千円/戸限度)	-	-		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山口県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
周南市	空き家改修支援事業	1 申請日において、次の要件を全て満たす者 (1) 20歳以上の者 (2) 現に市内に住所を有していない者又は市内に住所を有してから6月を経過していない者 (3) 事業完了後、3月以内に当該空き家に転入できる者 (4) 購入又は賃借する空き家所有者の3親等内の親族でない者 2 法人にあっては、社員が、申請日において次の要件を全て満たす者であること。 (1) 現に市内に住所を有していない者又は市内に住所を有してから6月を経過していない者 (2) 事業完了後、3月以内に当該空き家に転入できる者	移住者等による空き家の改修・修繕、付属設備の交換・新設などに要する経費の一部を助成。 【対象物件】 市が指定する地域の購入物件又は賃借物件 【対象経費】 ①居住するために必要な最低限の修繕及び改修 ②建物に付属する設備の交換及び新設 【補助率】 1/2以内(大津島は2/3以内)、1,000千円限度。※千円未満の端数は切り捨て	通年	-	地域づくり推進課 0834-22-8336 https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/15/4568.html	8
山陽小野田市	新規就農者支援事業	・市内在住の認定新規就農者 ・市の認定を受けた青年等就農計画に基づく農業用機械・施設の購入費	購入費の1/2以内 (上限額 機械 150万円) (施設 250万円)	随時	予算の範囲内	農林水産課 0836-82-1152	4
		・市内在住の認定新規就農者 ・市の認定を受けた青年等就農計画に基づく農業用機械・施設のリース料	リース料の1/2以内 (上限額 月額 5万円) (通算 機械 150万円) (通算 施設 250万円)	随時	予算の範囲内		4
		市外から山陽小野田市内の農地に経営を開始するため、賃貸にて住居を確保し、転入した認定新規就農者が支払う家賃	月額家賃の1/2以内 (上限額 月額 2万5千円)	随時	予算の範囲内		8
周防大島町	大島農業担い手就農支援事業	雇用時の年齢が原則49歳未満であり、柑橘を主体とする農業経営者になることについて強い意欲を有していること。 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと。 研修計画が適当と認められる者であること。	事業を委託された機関が雇用し、柑きつ栽培や集出荷等に関する研修を実施する。研修期間は1年以内で、事業受託者に対し、月90,000円を上限とする委託料を支払う。	2月下旬	2名	産業建設部 農林課 0820-79-1002 norin@town.suo-osshima.lg.jp	2
	営農塾・帰農塾・ステップアップ講習会の開催	周防大島での就農や作業支援を考えている方	営農塾・・・みかんづくりの基礎的な生産技術の習得とみかん産地についての理解の促進 帰農塾・・・農業初心者向けに農作物(野菜、落葉果樹等幅広い作物)の栽培基礎、農業散布、農機具の扱い方等の研修 ステップアップ講習会・・・営農塾卒業生に対し、更なる技術の習得を目的とした講習会 受講料・・・各8,000円/年(営農塾・帰農塾) 1,000円/年(ステップアップ研修)	3月上旬 ～4月中旬	営農塾: 38 帰農塾: 20 ステップアップ: 16	周防大島担い手支援センター (産業建設部農林課内) 0820-79-1007 ninaite@town.suo-osshima.lg.jp	2
田布施町	生産条件整備支援対策事業	高収益作物導入に取り組むもしくは新規就農者を雇用又は構成員として受入れた法人等	法人等が新たに高収益作物導入に取り組むもしくは新規就農者を雇用または構成員として受入れるのに必要な体制整備を支援 ○機械・施設等(コンバイン、トラクタ、パイプハウス等)の整備 補助率(町):3/10	随時	-	経済課 0820-52-5805	6
	雇用就農継続支援事業補助金	集落営農法人であって新規就農者を雇用し、就業に必要な技術等を習得させるための実践的な研修を行う法人等。 (定着支援給付金及び農の雇用事業の非対象者の雇用に限る)	新規就農者を雇用し、今後の農業法人の中核を担う次期後継者を育成・研修を行うために必要な経費を支援 ○研修費助成 一人あたり120万円/年	随時	-		6
平生町	新規就農者等産地拡大促進事業	○新規就農者、既存農家(受益戸数3戸以上) ○事業実施主体である山口県農業協同組合を通じて補助	○単県事業「新規就農者等産地拡大促進事業」への嵩上げ補助。 ○事業要件等は山口県の新規就農者等産地拡大促進事業に準ずる。 ○補助率 県1/3以内 平生町1/5以内	要事前相談	予算の範囲内	産業課農林水産班 0820-56-7117	4
	『アイ・ラブ・ひらお』定住プロジェクト起業“チャレンジ”支援事業	新規就農者を含む町内で新たにビジネスを開始する個人又は法人	○助成対象経費 事業所拠点費、販売促進費、人件費等 ○補助金額 ①金融機関からの借入金がある場合:100万円 ②金融機関からの借入金がない場合:50万円 ※その他要件あり	要事前相談	予算の範囲内		4,5,7
	『アイ・ラブ・ひらお』定住プロジェクト若者定住促進住宅事業	新規就農者を含む町内に定住を希望する若者世帯	○対象住宅 取得費用が50万円以上のもの ○補助金額 ①マイホームの取得:20万円(佐賀地区の場合50万円) ②三世代で同居・隣居する場合のマイホームの取得:50万円 ※その他要件、補助金加算あり	随時	予算の範囲内	地域振興課まちづくり推進班 0820-56-7120	8
	『アイ・ラブ・ひらお』定住プロジェクト空家リフォーム事業助成金	新規就農者(空家バンクの登録物件の買主又は買主から当該空家の改修等の許可を受けている借主)	○助成対象 空家バンクに登録された物件のリフォーム及び不要物撤去に要する経費 ○補助率 ①空家のリフォーム:対象経費の1/2以内(上限40万円) ②不要物撤去:対象経費の全額(上限20万円)	随時	予算の範囲内		8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山口県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
阿武町	新規就農等相談事業	就農希望者	就農等相談窓口の設置(役場にて常設) 希望に沿った就農先や住居の斡旋等生活全般をサポート	随時	—	農林水産課 08388-2-3114	1	
			県内外の就農相談会に積極的に出展し、広く就農希望者を募集 ①ふるさとやまぐち農林水産業新規就業ガイドダンス(年2回) ②県外就農相談会(年1回以上)	随時	—		1	
	農事組合法人後継者育成事業	農事組合法人	農事組合法人が就農希望者を受け入れ、法人として後継者の育成・人材確保を行う場合の研修に要する経費を補助。 ①対象となる就農希望者 ・事業開始時の年齢が、原則満50歳未満 ・町内に定住する意向があること ②就農希望者1人あたり補助金額:月額10万円×最長24ヶ月(※) ※法人から就農者に支払う賃金が月額15万円以上であること	随時	—		3	
	農業支援員設置事業	就農希望者	農事組合法人や地域の活性化を目的とし、地域おこし協力隊の制度を活用し、農業支援員を募集。 隊員は、農事組合法人や個人農家等の指導のもと、3年後に農業での定住に必要な技術や知識等を習得する。 次の経費について町が負担する。 ・報酬(月額16.6万円) ・社会保険料等(一部本人負担あり) ・活動用車両(リース料) ・住宅賃借料(上限4万円) ・研修経費(上限有) ・その他必要経費	随時	—		3	
	がんばる農林水産業就業・経営等支援事業	認定新規就業者	就業初期の経済的負担の軽減や安定した経営や生活基盤の確立支援のための補助金を交付。 ○就業準備金 5万円(1人につき1回) ○家賃補助 月額家賃の1/2以内(上限2万円) ※最長3年間 ○UIターン家族就業支援 1人につき5千円、上限1万5千円 (18歳未満の扶養家族) ○農業経営確立支援 ・農業用機械、施設等の導入費の1/2以内(上限150万円) ・新品種、栽培技術導入費の1/2以内(上限50万円)	随時	—		4	
	空き屋リフォーム補助金	就農希望者	①リフォーム補助金 (1)空き家バンクに登録された物件に、町内の建築業者の施工により50万円以上のリフォームを行った場合、補助対象経費の2分の1の額(100万円が上限)を補助。 (2)空き家バンクに登録された物件に、町外の建築業者の施工により50万円以上のリフォームを行った場合、補助対象経費の2分の1の額(75万円が上限)を補助。 ②不要物の撤去補助金 空き家バンクに登録された物件を、町内の一般廃棄物処理業者に委託して10万円以上の不要物の撤去を行った場合、補助対象経費の2分の1の額(15万円が上限)を補助。	随時	—		まちづくり推進課 08388-2-3111 http://townabu.sakura.ne.jp/guide/teizyushoureikin/	8
	住宅取得補助金	就農希望者	新婚世帯、子育て世帯、1ターナー及びびりターナー者(50歳以下)が、新築住宅を取得された場合、対象経費の10分の1の額(新築:150万円、中古:30万円が上限)を補助。	随時	—		8	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

徳島県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
小松島市	小松島市就農定住支援事業補助金	新たに就農することに意欲的な者であり、次に掲げる要件の全てを満たす者 ①申請日からさかのぼって24ヶ月以内に本市に初めて住民登録をした者 ②農業経営を行う強い意向がある者(雇用就農者の場合は、申請年度内において、新たに農業法人等に常雇いとして雇用され、農業に従事する者) ③申請日における年齢が50歳未満の者 ④公営住宅の入居予定者でないこと ⑤市税の滞納がないこと	住居費の一部(24ヶ月を補助限度とし、補助率は1/2以内とする。(月毎の限度額は2万円とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)被雇用者で、農業法人等より住宅手当の支給を受ける場合は、その手当を差し引いた後の額の2分の1以内)を支援する。 ※共益費(管理費)・敷金・礼金その他家賃以外の費用は含まない。	随時	予算の範囲内	農林水産課 0885-34-9292 https://www.city.komatsushima.tokushima.jp/	8
勝浦町	①勝浦町農業振興対策事業 新規就農者支援事業 ②新規就農者支援事業(地方創生)	①徳島かんきつアカデミーで学ぶ農業者 ②経営の不安定な65歳未満の就農初期段階の新規青年就農者(ただし60歳以上の方は1年以内に勝浦町に移住してきた者)	①受講料の3/4以内 ②給付金を給付(1年目100万円2年目・3年目は50万円)	随時	予算の範囲内	農業振興課 0885-42-1505 http://www.town.katsuura.lg.jp/	3, 4
上勝町	彩農業等育成事業	いりどり部会員 花木部会員 香酸柑橘部会員 他業種からの参入者で新規に認定農業者の認定を受けた者	彩苗木導入に要する経費 認定農業者 苗木購入費の80%以内 その他 苗木購入費の50%以内 香酸柑橘苗木購入に要する経費 認定農業者 苗木購入費の80%以内 その他 苗木購入費の50%以内 計画の達成に必要な機械、施設整備等の導入費の30%以内又は50万円のどちらか低い額	前期:4/1～5/10 後期:10/1～11/15 通年	予算の範囲内	産業課 0885-46-0111 http://www.kamikatsu.jp/	4
佐那河内村	移住等新規就農者経営確立支援事業	次の項目をすべてみたす者 (1)佐那河内村へ移住またはUターンにより転入した者(転入日より3年以内) (2)補助を受けた後3年以上村内での居住を確保できる者。 (3)新規に農業を始め、村内で農業を行う者。 (4)事業実施年度に就農するまたは就農後3年度以内の者。 (5)同事業における国・県等補助事業を受けていない者。 (6)申請年度の3月31日までに事業が完了する者。 (7)過去にこの補助金を受けていない者。	新規に農業を始めるにあたり実施計画書に沿って導入する農業用機械に対する補助 補助割合 1/2 上限補助金 100万円	通年 ※決定前に事業着手しないこと。 3/31までに事業が完了すること。	予算の範囲内	産業環境課 088-679-2115 https://www.vill.sanagochi.lg.jp/docs/2020041100017/	4
那賀町	那賀町主産地拡大対策支援事業 那賀町地場産業活性化補助事業 那賀町農業生産物種代及び苗代補助事業 木頭ゆずバッテリー式剪定ハサミ購入補助事業	相生おもと部会員 阿南農業協同組合に属する農業生産部会(主にゆず部会) 阿南農業協同組合に属する生産者部会員のなかで、那賀町内の自己所有農地において対象生産物を生産している生産者 那賀町内で青果を生産、出荷、販売し農業所得がある木頭ゆず生産者	那賀町の特産物である「おもと」の生産拡大を支援するため、寒冷紗等の生産設備購入費用及び土壌消毒剤購入費用の5割を補助する。 那賀町の農業生産部会等が行う事業にかかる費用に対して定額の補助を行う。 対象農業生産物の種代及び苗代にかかる購入費用の3割を補助する。 那賀町内の木頭ゆず生産者が行う剪定作業において使用するバッテリー式剪定ハサミの購入費用の2分の1を補助する。	通年	予算の範囲内	農業振興課 0884-62-3776 nogyo@naka.i-tokushima.jp	4
美波町	小規模事業者起業支援制度	町内に店舗または事業所を置いて、起業や第二創業を考えている法人または個人で、代表者が65歳未満の者	体験農業、農業サービス業に係る対象経費の1/3～2/3の額で100万円限度	年度内	予算範囲内	産業振興課 0884-77-3617 http://www.town.minami.tokushima.jp	9
海陽町	海陽町みらいの担い手育成事業	●補助対象条件 1 年間を通じて町内で一次産業を営む事業者であること 2 町内の一次産業の担い手として従事することが見込まれる者(満18歳以上60歳未満)を新たに雇用し、就業に必要な技術を習得させるための実践的な研修を行い得ること 3 原則として、雇用保険、労働者災害補償保険の社会保険に加入させること 4 本事業の就業生の人件費が、国、県、地方公共団体と重複して助成を受けていないこと ●補助対象外となる要件 1 町税に滞納がある 2 海陽町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等	●補助対象経費 補助金の交付対象経費は、第一次産業の担い手として新たに雇用した者に対し支払う給与とする。ただし、雇用した者は、町内に住所を有する者、または、町内に住所を有する予定である者に限るものとする。 補助対象経費の1/2以内 (補助金交付額の上限は雇用者1人につき10万円)	随時	予算の範囲内	農林水産課 0884-76-1511 https://www.town.kaiyo.lg.jp/	5
阿波市	阿波市新規就農安定経営支援事業 伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業(担い手育成支援事業・次世代新規就農支援タイプ)	・農業次世代人材投資事業(旧青年就農給付金事業)の承認又は青年等就農計画の認定を受けていること ・阿波市内に住所又は事業所を有すること ・当該年度の3月31日までに事業を完了すること ・市税等を完納していること ・青年等就農計画の品目を生産していること ・国、県の補助対象事業でないこと	・園芸用施設等の整備費 整備費の1/2、上限100万円、1回限り、阿波市内で整備 ・農業用機械の導入費 導入費の1/2、上限50万円、1回限り、既に普及しているものや汎用性の高いもの及び事業効果の少ないものは対象外 ・農用地等の取得費 取得金額の1/2、上限100万円、1回限り、阿波市内で取得 ・農業用機械等の導入及び施設の整備に要する経費 ・資材費 ・その他市長が認める経費	随時 4/1～4/30	予算の範囲内	農業振興課 0883-36-8720 http://www.city.awa.lg.jp	7, 9 3, 4, 7, 9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

香川県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
高松市	園芸産地育成強化推進事業(施設等整備事業)	支援対象者 ・農協 ・特認団体 ・認定農業者 ・認定新規就農者	対象事業 (1)栽培管理用機械・施設の導入 (2)集出荷・調整・貯蔵施設の導入 補助率 30%以内 対象事業費 ①農協・特認団体 50万円以上1,000万円以内 ②認定農業者・認定新規就農者 50万円以上500万円以内	—	—		4
	高松市農業振興関係事業補助金	支援対象者 ・農協 ・特認団体 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・農地所有適格法人 ・集落営農組織 ・鳥獣被害対策実施隊員 等香川県等の補助の対象となる者	対象事業 香川県等の補助の対象となる事業を実施する者に対する支援。 具体的な内容は各事業内容による。	—	—	農林水産課 087-839-2422 http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/	9
	高松市農業ICTシステム導入活用事業	支援対象者 ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・農地所有適格法人 ・集落営農組織 ・鳥獣被害対策実施隊員	対象事業 (1)農作業の省力化や農産物の高品質化等に資するICTの導入に要する経費(汎用性の高い機器の購入に要する経費を除く。) (2)ICTの利用に要する経費(通信費を除く。) 補助率 実支出額の合計額の1/2以内(補助金上限額50万円)	随時(予算の範囲内)	—		4
善通寺市	新規就農育成事業	・農業に対する強い意志と意欲ある者で、研修終了後も本市において農業を営もうとする者。 ・申請日において20歳以上40歳未満の者。	・先進農家による技術指導、研修 ・給与支給13.5万円/月(社会保険有り) ・住居の提供 ・就業時の農地確保	令和3年5月1日～10月15日(定員になり次第終了)	果樹栽培(キウイ)1名、野菜栽培1名	農林課 0877-63-6316 https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/soshiki/22/sinkisyunou.html	1,2,7,8
観音寺市	観音寺市農業振興対策関係事業費補助金	認定新規就農者	・新規就農者サポート事業(経営発展支援事業)への上乗せ ・事業費の1/5以内(上限200万円)	前年度県単独事業要望時期	—		4
	観音寺市新規就農者活動支援事業(農業用施設等整備)	・市内に居住する農業経営によって自立しようとする者で、50歳以下の者 ・新たに就農しようとする者又は就業開始後3年までの者 ・市内で3年以上営農の継続が見込まれる者 ・新規就農事業について、市長の承認を受けた者	・補助の対象となる経費は、新規就農に係る農業用施設等の購入に要する経費。 ・補助金の額は、経費に100分の50を乗じて得た金額とし、150万円を限度とする。	年度内	予算の範囲内		4
	観音寺市新規就農者活動支援事業(新規就農者定住支援)	・市内に居住する農業経営によって自立しようとする者で、50歳以下の者 ・新たに就農しようとする者又は就業開始後3年までの者 ・市内で3年以上営農の継続が見込まれる者 ・市外から転入後10年以内の者 ・市内に農業の経営又は農業法人の経営を行っている1親等内の親族又は兄弟姉妹がいない者 ・新規就農事業について、市長の承認を受けた者	【家賃補助】 ・補助の対象となる経費は、市内に転入した新規就農者が居住するための住宅の家賃料。補助期間は2年以内とする。(県営、市営等の公営住宅は補助対象外。) ・補助金の額は、月額賃料に100分の50を乗じて得た額とし、2万5千円を上限とする。(100円未満切り捨て。) 【住宅取得補助】 ・補助の対象となる経費は、市内に転入した新規就農者が居住するために、新たに住宅を建築又は購入に要する経費。ただし、土地に係る経費は補助対象外とする。 ・補助対象経費の100分の5を乗じて得た額とし、60万円を上限とする。(1,000円未満切り捨て。)また、農業用施設との併用の場合は、居住に供する住宅部分の面積割合により算出する額とする。	年度内	【家賃補助】 予算の範囲内 【住宅取得補助】 予算の範囲内	農林水産課 0875-23-3931 http://www.city.kanonji.kagawa.jp/	8
東かがわ市	東かがわ市地域農業活性化事業	【支援対象者】 市内在住の新規就農者 【支援条件】 次世代人材投資事業費補助金(青年就農給金)の交付対象となっていないこと	【支援内容】 新規に農業経営や農作業受託を実施するために必要な機械・施設整備及び営農に係る諸費用に係る支援 ・補助率 30%または50万円以内 ・支援期間 1年以内	—	—	農林水産課 0879-26-1303 http://www.higashikagawa.jp/	4
三豊市	三豊市農業振興対策基金事業	認定新規就農者等	・新規就農者等が農業大学校や先進農家等において農業技術・経営方法等を習得するために研修の経費 ・新規就農者等が就業に際し必要な免許資格の取得等の必要な経費 ・新規就農者の円滑な研修や就業を支援するための家賃助成	随時	予算の範囲内		3,4
		研修生の受け入れ先農家	新規就農を目指す研修生を受け入れ、実践的な研修を行い、独立・自営就農をサポートする農家に対し、研修生の指導に係る経費を支援する。	随時	予算の範囲内	農林水産課 0875-73-3040	6
	新規就農者サポート事業	認定新規就農者等	香川県新規就農者サポート事業の市による上乗せ補助による支援。 香川県新規就農者サポート事業実施要綱・要領の定めによる。市は事業費の1/5以下で補助する。また、補助上限は200万円まで。 県と市の補助金を併せて事業費の1/2以内	年1回	予算の範囲内		4
綾川町	新規就農支援事業	18歳から45歳までの青年就農者の意欲の喚起と就業後の定着を図るため、経営が不安定な新規就農直後の経営支援。 ただし、認定新規就農者で、青年就農給付金の交付を受けないもの。	30万円/人	随時	年1名程度	経済課 087-876-5282 https://www.town.ayagawa.lg.jp/	9

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

愛媛県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
松山市	産地競争力強化事業	松山市在住の新規就農希望者	野菜及び果樹についての栽培、収穫、出荷調整に関する研修	4月、5月	10人程度	農水振興課農業指導センター 089-976-1199 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/ninaitenoukaikusei.html	2
	農業後継者対策事業	松山市青年農業者連絡協議会	松山市青年農業者連絡協議会が実施する意見交換会などの各種協議会活動に対して補助金を交付する。	随時	-	農水振興課集落営農・担い手育成担当 089-948-6566 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/noringyo/ninaite/nougyoukoukeisha.html	9
宇和島市	宇和島市農業新規就業者支援事業	農業に就業することを目的として、市外から宇和島市へ転入し、転入後12月以内に認定農業者に雇用されかつ50歳未満である者。ただし、本市に転入した日の前日から起算して過去5年の間に本市に住所を有していた者、西予市、鬼北町、松野町又は愛南町から転入した者を除く。	就業支度金：36万円 定住支度金：70万円(3回に分けて給付) 就業支度金・定住支度金については、県内移住者の場合はその半額。 住宅支度金：1月につき、家賃の額又は2万円のうちのいずれか少ない額【60月以内】	通年	予算の範囲内	農林課 0895-49-7022	3,5,6
八幡浜市	西宇和みかん支援隊による情報提供(PR活動)	●新規就農希望者	●就農相談会を通じた相談・面接・情報提供 ●ホームページ・パンフレットを通じた情報提供 ●電話・メール等を通じた相談活動	通年	-	●市農林課 0894-22-3117 ●県八幡浜支局地域農業育成室 0894-23-0163 ●JA農家支援課(事務局) 0894-24-1116 http://n-mikan-shientai.jp/	1
	1ターン就農サポート事業補助金(短期研修参加助成金)	農林漁業体験ステイ事業の対象にならない40歳～44歳の研修参加者	●短期研修(5～10日間程度)の参加助成金として、30,000円を助成する。 ●財源/市費 1/2、JA 1/2	通年	3名程度	●市農林課 0894-22-3117 ●JA農家支援課 0894-24-1116	3
	短期研修期間滞在施設の提供	市内で短期研修を受ける者	●閉校となった小学校を改修したみかんの里宿泊・合宿施設「マンダリン」を活用。 ●現在最大88名宿泊可能。 ※現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受け入れを中止。	通年	88名	●市農林課 0894-22-3117 ●JA農家支援課 0894-24-1116 http://www.city.yawahama.ehime.jp/docs/2015111300015/	8
	1ターン就農サポート事業補助金(研修者支援事業)	●1ターン就農希望者 ●45歳未満	●研修に対する補助金として、最大2年間・月額6万円(年額72万円)の補助を行う。 ●財源/市費 1/2、JA 1/2	通年	5名程度		3
	1ターン就農サポート事業補助金(農業次世代人材投資事業協調補助)	●1ターン就農希望者 ●45歳未満	●1ターン就農者に対し、農業次世代人材投資資金(経営開始型)に上乗せして年額50万円を最大2年間補助する。 ●財源/市費 1/2、JA 1/2	通年	3名程度	●市農林課 0894-22-3117 ●JA農家支援課 0894-24-1116	4,5
	就農バンク制度	就農者	●農地・倉庫・農機具・住居の斡旋(不要地・不用品・空き家のリスト化・譲渡の仲立ち)	通年	-		7,8
	八幡浜市みかんアルバイト等用空家修繕補助金	●市内農業者(認定農業者又は人・農地プランに位置付けられた中心経営体(見込みを含む)) ●新規就農希望者	●空き家等の修繕・改修工事費用の一部を補助する(工事費用の1/2、限度額20万円)。 ●財源/市費 ※JAの上乗せ補助あり	通年	20名程度 ※先着順	●市農林課 0894-22-3117 ●JA農家支援課 0894-24-1116 http://www.city.yawahama.ehime.jp/docs/2021052700067/	8
新居浜市	農業経営体活性化事業	・景観形成業務 対象者：農業委員、地元の園児等(現地に招待) ・担い手育成研修 対象者：認定農業者等 ・新規就農相談会 対象者：就農希望者	・景観形成業務 遊休農地3か所において景観形成作物の植栽を行い、開花時には地元の保育園児等を招待するなど、耕作放棄地の解消や農業への関心を持ってもらう。(耕起手数料、種子、肥料、除草代等を市から支出) ・担い手育成研修 農業協同組合と共催し、認定農業者等による視察研修を実施。(バス借り上げ料を市から支出) ・新規就農相談会 農業への関心や就農希望者に対して、関係機関等による相談会を実施。		-	農林水産課 0897-65-1262 http://www.city.niihama.lg.jp/	1,2,9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

愛媛県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
西条市	ワンストップ相談窓口の設置	農業者全般	市・農業委員会・県・JAが一堂に集まり、新規就農や経営改善等に関する総合相談を行う。 ・西条地域 毎月1回 ・周桑地域 毎月2回	随時	-	農水振興課 0897-52-1216 https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/nosuishinko/	1	
	頑張る農家支援事業の内、西条市担い手農地集積事業	人・農地プランに位置づけられた中心経営体で次に掲げるもの (1) 認定農業者 (2) 認定新規就農者 (3) 集落営農法人	人・農地プランの中心経営体に位置づけられた認定新規就農者等が、新規に5年以上の利用権設定等により農地を集積した面積(ただし、樹園地等は除く。) 助成額:5,000円以内/10a	随時	予算の範囲内		7	
	頑張る農家支援事業の内、耕作放棄地再生支援事業	利用権設定等により荒廃した農地を借り受け、この農地の解消を行う市内農業者等(個人および法人)	耕作放棄地の解消費用の助成を行うことで、新規就農者等担い手の意欲向上につなげる。 助成額:7万円以内/10a	随時	予算の範囲内		4	
	頑張る農家支援事業の内、園芸施設等整備支援事業	市内JA	農家所得の向上及び地域農業の振興を図るため、JAによる園芸施設(雨よけハウスの整備、既存ハウスの省エネ化)、スマート農業の実施に係る農業用機械・施設、新規就農者向け小規模機械(管理機等)のリース導入費用に対し、助成を行う。 新規就農者、女性農業者に対するリース設備導入に対し、優先的に予算を配分する。 助成額 園芸施設及びスマート農業:事業費の1/3以内(上限30万円) 新規就農者向け小規模農業機械:事業費の1/2以内(上限15万円)	6月頃	予算の範囲内		4	
	西条市移住者住宅改修支援事業	愛媛県外から移住し、西条市または愛媛県の空き家バンク等を通じて、一戸建て住宅を購入・賃借した者 ※補助金交付には特定の条件あり。	購入・賃借した住宅における改修及び家財道具の搬出に係る費用の一部を補助。 ①住宅の改修 補助対象経費の3分の2(1,000円未満の端数は切捨て) 【上限】働き手世帯:200万円 子育て世帯:400万円 ②家財道具の搬出等 補助対象経費の3分の2(1,000円未満の端数は切捨て) 【上限】20万円	随時	予算の範囲内		8	
	移住希望者向け「西条市無料アテンドサービス」	西条市外の方で、西条市への移住を「本気」で検討している者。 ※事前予約が必要。	市外からの移住検討者の希望に合わせて、市内各所をアテンド。 参加費:無料。 土日祝日、対応可能。 ※ただし、サービス利用者の自宅から西条市までの往復交通費及び西条市内での施設使用料や食事代金等は個人負担。	随時	1日1組		移住推進課 0897-52-1216 http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/nosuishinko/ganbarunoka.html	9
	西条市移住支援事業	直前10年間のうち、通算5年以上かつ直前に連続して1年以上東京23区に在住、または23区への通勤者 ※マッチングサイト「あのこの愛媛」に登録されている農業法人へ就職した者に限る。 ※補助金交付には特定の条件あり。	①2人以上の世帯員 100万円 ②単身者 60万円	随時	予算の範囲内		9	
お試し移住用住宅「リブイン西条ハウス」	西条市外の方で、西条市への移住を「本気」で検討している者。 ※事前予約が必要。	利用料:1日1,000円 利用期間:1泊2日~3泊31日 利用定員:1日1組限り5名まで	随時	1日1組	9			

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

愛媛県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
大洲市	大洲市農山漁村地域新規参入確保育成支援事業	【補助対象者】次のいずれにも該当する者 ・市内に住民票を有する者 ・農林漁家子弟ではない(45歳未満の林漁家については除く。) ・市税等(移住の日から1年を経過していない者については、前住居地に係る直前1年間の市税)の滞納がない(同一世帯の全ての納税義務者を含む。) ・暴力団員等でない	【新規参入者支援給付金事業】 ・55歳未満の者 年120万円(最大5年間) ・55～64歳 年60万円(最大5年間) 【新規参入者育成支援事業】(農業用機械・施設等の導入助成) ・補助率1/3以内 ・補助額の上限160万円	随時	予算の範囲内	農林水産課 0893-24-1727 http://www.city.ozu.ehime.jp/	4
	大洲市農山漁村地域担い手等支援事業	【補助対象者】 ・市内に住所を有する農林漁業の担い手など(認定農業者、認定新規就農者、認定農業者の基準に準じる第一次産業の担い手など)	【補助金】 ・補助率1/3以内 ・上限 100万円 ・トラクター、コンバイン、選果機、ハウス、保冷庫など	随時	予算の範囲内		4
	大洲市地域おこし協力隊	【対象者】 ・市外の都市部に住所を有し、任用後市内に住民票を移せるもの ・新規就農や6次産業化での起業を視野に入れた活動を行い、退任後、市内で農に関わる仕事に従事することを旨とするもの など	任期:1年間※最長3年間 給与:230,000円/月 住居:市が借り上げた物件を貸与 その他:活動時は公用車、市PCの使用が可能 など	随時	1名程度	農林水産課 0893-24-1727	9
	大洲市移住・定住促進補助事業	【補助対象者】 ・R3.1以降の市内就業に伴い、新たに賃貸住宅を借りた者 ・市が認定した農林水産業新規就業者(移住者) 【条件】 ・補助対象となる住宅に3年以上定住する意志がある ・補助対象となる世帯全員が前住所在地を含めた市税等の滞納がない ・他制度による補助金の交付を受けていない ・暴力団員等ではない ・市内就農(就業)するために新たに賃貸借契約を締結した物件であること ・公的賃貸住宅(市営住宅等)、社宅・官舎・社員寮等ではないこと ・3親等内の親族が所有する住宅ではないこと ・家賃の滞納がないこと	【農林水産業就業の場合】 ・最大 月額2万円 ・最長 36か月 ※対象・条件、支援内容等については、事前に担当窓口までご相談ください。	随時	予算の範囲内	復興支援課(大洲市移住・定住支援センター) 0893-57-9989 http://www.city.ozu.ehime.jp/site/iju-teiju/	8
伊予市	新規就農者勉強会	・伊予市の農業に関心がある人 ・伊予市で就業を考えている人 ・伊予市で就業後間もない新規就農者(Uターン、定年退職者など)	就農及び農業に必要な知識、栽培技術を習得するための基礎講座を開催	不定期(年3回程度)	30人程度/回		1.2
	ワンフロア相談窓口の設置	農業者全般	市・農業委員会・県農業指導班・JAがワンフロアで新規就農や経営改善等に関する相談を行う。	常時	-	伊予市農業振興センター(伊予市農業振興課) 089-983-6350 https://iyo-agrijimdo.com/	1
	伊予市青年農業者協議会補助金	伊予市青年農業者協議会	農業後継者団体の育成及び支援	-	予算の範囲内		9
	伊予市農業活性化緊急対策事業費補助金	農業者全般	指定果樹の苗木の導入補助 指定堆肥の導入補助	年度当初から一定期間	予算の範囲内		4
西予市	西予市農業研修生サポート事業補助金	【支援対象者】 市内の園地で就農確定と見込まれる研修生の受け入れを行う者 【条件】 研修生は、1・Jターンによる新規就農者で、農業次世代人材投資資金(準備型)等の交付対象者になっている者 等	研修生あたり月額3万円(最大2年間分)	随時	数名程度	農業水産課 0894-62-6409 https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/sangyo_kensetsu/nogyo_suisan/nogyou/7082.html	3
	西予市農業設備投資事業補助金	【支援対象者】 1・Jターンにより市内に転入して5年未満である者 【条件】 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けて農業経営を開始している者 等	年額237,500円(3回を限度とする)	随時	数名程度	農業水産課 0894-62-6409 https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/sangyo_kensetsu/nogyo_suisan/nogyou/7083.html	4
東温市	農林漁業団体補助金	東温市青年農業者協議会	東温市青年農業者協議会が主催するイベント(どてかぼちゃカーニバル)や各種活動に対して補助金を交付する。	随時	予算の範囲内	農林振興課 089-964-4409 https://toon-note.jp/agrilife/dotekaboty/gaiyo	9
上島町	(新規就農支援対策事業) 1. ワーキングホリデー	1. 60歳までの方 2. 1週間以内、3日間の農業体験、3日間の鳥体験 3. 農家または漁家で体験研修	町から研修費5,000円/日×3日(農業体験分)を支給	随時	予算の範囲内	農林水産課 0897-75-2500 http://www.town.kamijima.lg.jp/soshiki/norin-suisan/12692.html	123
	(新規就農支援対策事業) 2. お試し就業研修事業	1. 本研修により本町における農漁業の担い手としての就業意欲の高揚を図る 2. おおむね50歳以下の方 3. 研修日数延20日間(1年以内) 4. 農家または漁家及び研修機関で研修	町から研修費5,000円/日×20日を支給				
	(新規就農支援対策事業) 3. インターン事業	1. 新たに農林漁業を営もうとする方を審査会でインターンとして認定し、経営に必要な技術習得を支援し担い手の確保を図る 2. おおむね50歳以下の方 3. インターンの認定期間は2年以内で研修終了後就業する方 4. 農家または漁家及び研修機関で研修	1. 町から研修費限度額100,000円/月 2. 町から夫婦でインターン認定者は研修費限度額150,000円/月				

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営業費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

愛媛県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
久万高原町	農業研修補助金交付事業	久万農業公園農業研修センターにおいて農業研修を行う者に対して、その研修期間中(ただし、2年を限度とする。)研修補助金を交付する。	1 本町内に住居を有する者 月額 120,000円 2 本町内に住居を有しない者 月額150,000円 3 配偶者 月額50,000円 第1子 月額30,000円 第2子以降 月額20,000円	4月～10月末日	3人/年	久万高原農業公社 0892-41-0040 https://www.kumakogen.jp	1.2.3	
	新規就農初年度経営資金交付事業	久万農業公園農業研修センターにおいて農業研修が修了し、新たに農業経営を開始する者に対し、経営開始初年度の未収益期間(最大6ヶ月)の経営資金を交付する。 ただし、農業次世代人材投資事業の給付要件に該当しない者で、町が認めた者。	1 本町内に住居を有する者 月額 120,000円 2 本町内に住居を有しない者 月額150,000円 3 配偶者 月額50,000円 第1子 月額30,000円 第2子以降 月額20,000円	随時	3人/年		4.7	
	農業機械・施設整備費補助金交付事業	久万農業公園農業研修センターにおいて農業研修が修了することが確認と認められる者又は修了した者が農業用機械及び農業用施設を整備する場合、補助金を交付する。	事業費の60%以内又は5,000,000円のいずれか低い額	随時	3人/年			4
	移住促進に係る住環境整備支援事業	町内に定住を目的として空き家を購入または賃借した移住者などへ、住宅改修及び家財搬出に要した経費の補助を行う。	(住宅改修)補助対象金額の3分の2(400万円を上限)(家財搬出)補助対象金額の3分の2(20万円を上限)	随時	随時	予算の範囲内		8
	基幹産業等移住就業生活支援事業	町内で農林業などの基幹産業などに就業しようとする移住者の方で就業前1年以内に町外から転居し、本町に5年以上定住する意思を有する65歳未満の方。久万農業公園の研修生及び研修修了生でない方。	町内での生活に要する経費15万円以内	随時	随時	予算の範囲内	ふるさと創生課移住促進班 0892-21-1116 https://www.kumakogen.jp/site/jiu/	9
	久万高原町お試し住宅	町外から久万高原町への移住を検討している方	利用期間:1ヶ月～3ヶ月(月単位) 利用料:10,000円/月	随時	随時	随時	施設の空き状況に応じて	9
内子町	内子町新規就農研修支援制度 ①新規就農者研修滞在施設 ②新規就農者研修助成制度	①・内子町外者出身で60歳未満の者・新規就農者研修滞在施設退去後、5年以上町内で農業を営む見込みのある者・認定農業者と概ね同等の営農を行うと見込まれる者 ②・新規就農者研修滞入居し、退去後5年以上町内で農業に従事する者	①研修先の確保、営農指導、農地取得支援、空き家情報の提供 ②新規就農者が内子町新規就農者研修滞在施設の入居期間に支払った家賃相当額を補助	通年	3世帯	内子町農村支援センター 0893-44-2199 http://www.town.uchiko.ehime.jp/	1.2.4.7.8	
伊方町	新規就業者支援対策事業(新規就業者支援補助金)	(1)親族の経営基盤を引継ぎながら規模拡大及び経営改善を行う者 (2)親族の経営基盤を全く引き継がず新規経営する者、又は、親族が死亡、病気のため、代わりに新規経営する者 ※農業次世代人材投資資金との重複受給は不可	(1)月額5万円(最大3年間) (2)月額10万円(最大3年間)	随時	若干名	農林水産課 農業支援センター 0894-38-2658 http://www.town.ikata.ehime.jp/	4	
	新規就業者支援対策事業(タウン就職サポート事業補助金) <農業次世代人材投資資金協調補助金>	農業次世代人材投資資金(経営開始型)を受給している者。	(1)年額50万円 (2)給付期間は3年以内	随時	若干名		4	
	新規就業者支援対策事業(タウン就職サポート事業補助金) <短期研修参加助成金>	農林漁業体験ステイ事業の対象になら研修参加者 (1)40歳以上44歳以下で町内に滞在し町内の農業で農業体験を行う者。 (2)農業研修の事業主体は、西宇和農業協同組合とする。	(1)概ね5日間 3万円以内 (2)概ね10日間 6万円以内	随時	随時	若干名	3	
	新規就業者支援対策事業(タウン就職サポート事業補助金) <研修者支援補助金>	(1)45歳未満で農の雇用事業、営農インターン推進事業、農業次世代人材投資事業(準備型)を受給している者	(1)月額6万円 (2)給付期間は2年以内	随時	随時	若干名	3	
	西宇和みかん支援隊による情報提供(PR活動)	●新規就農希望者	●就農相談会を通じた相談・面接・情報提供 ●ホームページ・パンフレットを通じた情報提供 ●電話・メール等を通じた相談活動	通年	随時	随時	●農林水産課農業支援センター ●八幡浜支局地域農業室 ●JA西宇和農家支援課(事務局) 0894-38-2658 http://n-mikan-shientai.jp/	1
松野町	農業研修制度	研修後、町内に定住し農業経営の意欲のある方	●研修期間:最長2年間 ●研修場所:松野町農林公社研修園場 ●研修内容:野菜研修(施設野菜・露地野菜)、水耕栽培、水稲、育苗研修、花き研修等【支援措置】 ○農業次世代人材投資事業(準備型)の受給が可能(審査有り)。	随時	随時	○榑松野町農林公社 0895-42-0344 http://www.pikara.ne.jp/nourinkousha/ ○農林振興課 0895-42-1114 https://www.town.matsuno.ehime.jp/	1.2	
	新規就農者支援事業	町内で農業研修を受け、研修終了後、町内で就農を目指す研修生に対し、研修や就農定着に必要な費用の一部を支援する。	(1) 移住支度補助金:上限30万円 (2) 移住旅費:上限10万円 (3) 研修支援金:月額7万5千円 (4) 家賃補助金:上限月額3万円(家賃の1/2以内) (5) 就農支援補助金:上限100万円(就農に必要な機械施設の整備他) ※採択要件、返還基準あり	随時	随時	○農林振興課 0895-42-1114 https://www.town.matsuno.ehime.jp/	3.4.8	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

愛媛県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鬼北町	新規就農促進事業	<p>【農業研修補助金】 鬼北町における新規就農者を育成し、地域農業の振興と定住人口の確保を図る。一般社団法人鬼北町農業公社における農業研修生として町長が認めた者(新規就農後鬼北町において5年以上農業に従事する者)</p> <p>【農業機械・施設整備費補助金】 新規就農者に対して、農業機械施設整備を行い、就農後の支援と育成を図る。一般社団法人鬼北町農業公社における農業研修を修了し、新規就農する者で町長が認めた者</p> <p>青年研修コース:50歳未満 中年研修コース:60歳未満 熟年研修コース:65歳未満</p>	<p>【農業研修補助金】 青年研修コース(研修期間:2年) ・鬼北町出身者:月額12万円 ・転入者:月額15万円</p> <p>中年研修コース(研修期間1年) ・鬼北町出身者:月額12万円 ・転入者:月額15万円</p> <p>熟年研修コース(研修期間1年) 月額5万円</p> <p>【農業機械・施設整備費補助金】 パイプハウス等の施設整備、トラクター等の農業機械の購入補助 青年研修コース(就農後1年以内) 農業機械・施設の整備及びリース事業に対して、事業費の60%以内又は3,000,000円のいずれか低い額を補助</p> <p>中年研修コース(就農後1年以内) 農業機械・施設の整備及びリース事業に対して、事業費の50%以内又は1,000,000円のいずれか低い額を補助</p> <p>熟年研修コース(就農後1年以内) 農業機械・施設の整備及びリース事業に対して、事業費の50%以内又は500,000円のいずれか低い額を補助</p>	不定期	研修生枠 2名	農林課 農政係 直通0895-45-1115(内線2431) 代表0895-45-1111(内線2431) nourin@town.kihoku.ehime.jp	2,3,4
愛南町	ワンストップ相談窓口の設置	農業者全般	町、県、JAが連携し、営農に係る全般についての相談受け、課題解決に繋げる	随時	—	愛南町農林課農業振興係 0895-72-7311 メール:norin@town.ainan.lg.jp URL: https://www.town.ainan.ehime.jp/norin/	1,2,3,4,6,9
	愛南町担い手総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就農候補者 ・認定農業者(認定新規就農者を含む) ・集落営農組織 ・研修JA等 	<p>※愛媛県補助がある前提で、町は県補助と原則同率</p> <p>①募集:新規就農者募集活動 ②研修:次世代ファーマーサポート事業/県立農業大学校アグリビジネス科学生受入法人施設整備/就農候補者受入JA等施設整備/シニア世代農業者就農支援事業(100万円/年) ③経営定着・発展:担い手経営発展支援事業/認定農業者機械施設整備/新規就農者機械施設整備 ④経営継承:集落営農組織支援事業/農地再生支援事業</p>	随時	若干名		

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

高知県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
安芸市	安芸市農業大学校学費補助金	・15歳以上65歳未満で、高知県立農業大学校に就学し、卒業後に安芸市で就農する者。 ・農業次世代人材投資事業(準備型)交付対象者	授業料の1/2以内	4月	-		3
	新規就農定着促進事業	安芸市に住所を有する認定新規就農者。	JAサポートハウスの利用料の50%以内(最長36ヵ月)	随時	-	農林課 0887-35-1016 http://www.city.aki.kochi.jp/	3
		新規就農者に自己所有の施設園芸ハウス(概ね10a以上)を所有権移転した者、又は貸し付けした者。	所有権移転:10万円/1棟 貸し付け:5万円/1棟	随時	-		9
香南市	担い手育成センター研修支援事業	15歳以上65歳未満で、高知県立農業担い手育成センターにて基礎研修に就学し、研修終了後に本市において就農する見込みである者。	長期研修等に係る経費の1/2以内(農業次世代人材投資事業(準備型)給付期間を除く正規の修学期間)	随時	-	農林水産課 0887-50-3015 http://www.city.kochi-konan.lg.jp	3
	農業後継者推進事業	50歳未満で農業経営を開始している又は農業に従事して5年目までの後継者。	年間100万円、最長2年間				4
香美市	香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金	新規就農者(農業次世代人材投資事業(経営開始型)の受給要件に該当するもの)に、園芸用ハウス及びその園芸用ハウスの存する農地を貸した所有者。契約は市農業委員会で承認されたもので、期間が5年以上。 園芸用ハウス及びその園芸用ハウスの存する農地の所有者は同一人に帰属し、ハウスと農地を一体的に貸し付けること。奨励金は契約時に1回限り。	APハウス10万円/10a APハウス以外の構造5万円/10a	随時	-	農林課農政班 0887-53-1062 https://www.city.kami.lg.jp/	9
安田町	安田町担い手支援事業	準備型及び県単推進事業対象者で移住者(転入後1年未満、転入前4年間町外在住)	準備型及び県単推進事業に月額最大3万円を上乗せ	随時	-	経済建設課 0887-38-6714 keizai@town.kochi-yasuda.lg.jp	3
大豊町	新規就農者支援対策事業	大豊町に住所を有する認定新規就農者	ハウスの遮光資材、フィルム資材、暴風ネット等の消耗材料の3/4以内(限度額100万円)	随時	-	産業建設課 0887-72-1021 http://www.town.otoyo.kochi.jp/	4
土佐町	土佐町新規就農定着支援事業	・土佐町内に住所を有すること ・新規就農してから5年間以内であること ・法人等に常雇いとして雇用された就農者ではないこと ・就業時に65歳以下であること ・町内で農業経営を行う認定農業者の構成員 ・町内で農業経営を行う認定新規就農者	①経営自立安定化支援事業 新規就農3年以内の年間補助+住居加算(補助率1/2) (就業1年目)60万円/年+6万円以内/年 (就業2年目)48万円/年+6万円以内/年 (就業3年目)36万円/年+6万円以内/年 ②機械整備支援事業 新規就農5年以内の機械購入に係る補助(補助率1/2) (補助対象経費限度額100万円) 新規就農5年以内の中古ハウス改修に係る補助(補助率1/2)(補助対象経費限度額200万円) ③就農者ほ場確保集積支援事業 賃貸借した場合で新規就農5年以内の補助(補助率1/2) (1年につき補助対象経費限度額26,000円/10a) (ハウス加算1年につき補助対象経費限度額100,000円/10a)	随時	-	農畜林振興課 0887-26-0484 tosat-41@town.tosa.lg.jp	4 7 8
越知町	ふるさと就農給付金	〈支援対象者〉 ・50歳以上60歳未満で独立・自営就農する方 〈条件〉 以下の要件を全て満たす方 ・農業経営者になることに強い意欲のある方 ・越知町で人・農地プランに位置付けられる方 ・農地や機械などの所有権利用権 ・就業計画の作成 *5年後の所得目標250万円 ・その他	年間最高75万円(6.25万円/月) 最長2年間	随時	1	産業課 0889-26-1105 http://www.town.ochi.kochi.jp	4
日高村	農業奨励金交付事業	日高村が認定した認定農業者、認定新規就農者	農業用償却資産に課された固定資産税相当額・1/2の奨励金を交付する。	随時	-	日高村産業環境課 0889-24-4647 https://www.vill.hidaka.kochi.jp/	9
四万十町	四万十町新規就農者確保推進事業費補助金	①農業用機械レンタル事業 ・就業5年未満で町内に住所を有する農業者 ②農業用機械・設備整備事業 ・町内に住所を有する認定新規就農者(雇用就農を除く。) ・農業以外に使用できる汎用性の高いものは補助対象外とする。(軽トラック・運搬車等) ※詳細については担当までご連絡をお願いします。	①経費の1/2以内 ②経費の1/2以内 補助上限額500万円(R3~R5通算) (補助下限額15万円)	①随時 ②5/31まで	-		4
	四万十町壮年就農給付金	・独立、自営就農であること ・就業開始年齢が45歳以上55歳未満 ・親族から借受けた土地は所有権を移転すること等 ※詳細については担当までご連絡をお願いします。	年間150万円(1年間)	随時	-	農林水産課 0880-22-3113 https://www.town.shimanto.lg.jp/	4
	四万十町農業後継者支援給付金	・55歳未満の方 ・農業に従事して5年以内の方 ・1年以内に経営継承を行う方 ・継承する親の前年総所得が500万円未満等 ※詳細については担当までご連絡をお願いします。	年間100万円(1年間)	随時	-		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他